

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月13日提出
【発行者名】	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻原 亘
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【事務連絡者氏名】	竹本 政司
【電話番号】	03-6205-0265
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０ 大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０ 大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０ 大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	５兆円を上限とします。 大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０ ５兆円を上限とします。 大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０ ５兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

大和住銀DC年金設計ファンド30

大和住銀DC年金設計ファンド50

大和住銀DC年金設計ファンド70

以下、上記3ファンドを総称して「大和住銀DC年金設計ファンド」または「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。

また、「大和住銀DC年金設計ファンド30」を「年金設計30」、「大和住銀DC年金設計ファンド50」を「年金設計50」、「大和住銀DC年金設計ファンド70」を「年金設計70」という略称でいうことがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド5兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「年金設計30」は「大住DC30」、「年金設計50」は「大住DC50」、「年金設計70」は「大住DC70」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2026年8月14日から2027年2月16日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の６）の適用

ありません。

ニ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。

- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて世界各国の株式および公社債へバランス運用を行うことにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

②信託金の限度額

信託金の限度額は、各ファンド１兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人資産運用業協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
		不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券)、 資産配分固定型))	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」

《商品分類表定義》

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外… 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産（収益の源泉）による区分

- (1) 株式… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）… 「MR F及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MR F（マネー・リザーブ・ファンド）… 「MR F及びMMFの運営に関する規則」に定めるMR Fをいう。
- (3) E T F… 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

- (1) インデックス型… 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型… 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

《属性区分表定義》

1. 投資対象資産による属性区分

- (1) 株式
 - ①一般… 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
 - ②大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③中小型株… 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
 - ①一般… 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
 - ②公債… 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- ③社債… 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…
目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4) その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
- ①資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回… 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回… 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回（隔月）… 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回（毎月）… 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

- ①グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- ⑧アフリカ… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東（中東）… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり… 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数… 上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型… 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型… 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型… 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型… 目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2001年9月21日 信託契約締結
 2001年9月21日 当ファンドの設定・運用開始
 2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行
 2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友D Sアセットマネジメント株式会社へ承継

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

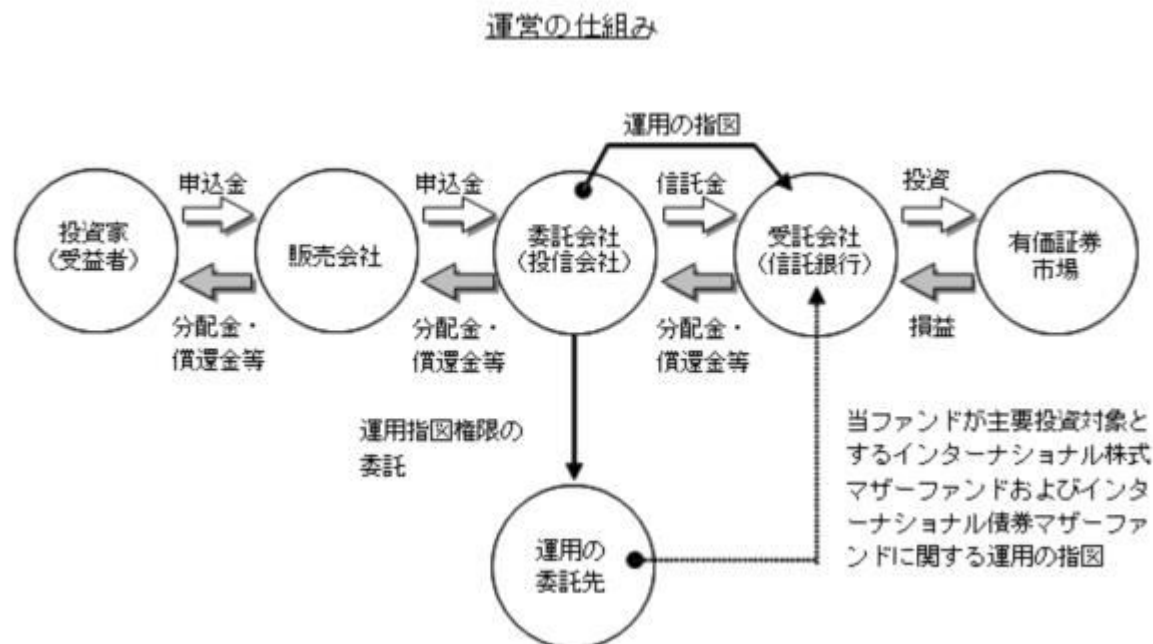
（ニ）投資顧問会社（運用の委託先）

名称：ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク

役割：委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、インターナショナル株式マザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用を行います。

名称：ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド

役割：委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、インターナショナル債券マザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用を行います。



ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

20億円（2026年5月29日現在）

（ロ）会社の沿革

1985年7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更

2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年4月1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

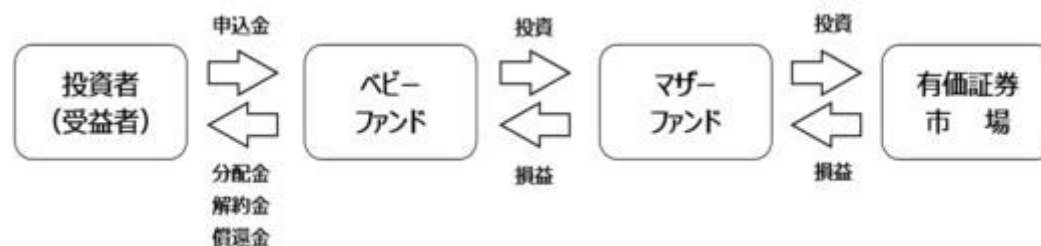
(ハ) 大株主の状況

(2026年5月29日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ①主として、国内株式、国内債券、海外株式、海外債券へ分散投資を行う各マザーファンドへ投資を行うことにより、リスクの低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。

年金日本株式マザーファンド、年金日本債券マザーファンド、インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドを主要投資対象とします。なお、株式・公社債等に直接投資することがあります。

- ②各資産（マザーファンド）への基本的な投資比率（「基本資産配分」）は、以下の通りです。投資期間やリスクに応じて、資産配分の異なる3つのファンドからご選択いただけます。

資産	国内株式	国内債券	海外株式	海外債券
----	------	------	------	------

投資対象 マザーファンド	年金日本株式 マザーファンド	年金日本債券 マザーファンド	インターナショナル 株式マザーファンド	インターナショナル 債券マザーファンド
年金設計30	25%	60%	5%	10%
年金設計50	35%	40%	15%	10%
年金設計70	50%	20%	20%	10%

※資産配分は、基本資産配分より、原則としてそれぞれ±5%の範囲内で行います。

	株式の実質組入比率の上限	外貨建資産の実質組入比率の上限
年金設計30	40%	25%
年金設計50	60%	35%
年金設計70	80%	40%

③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

④資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1 主として国内株式、国内債券、海外株式、海外債券へ分散投資を行う各マザーファンドへ投資を行うことにより、リスクの低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。

■年金日本株式マザーファンド、年金日本債券マザーファンド、インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドを主要投資対象とします。

※株式・公社債等に直接投資することがあります。

2 資産配分の異なる3つのファンドからご選択いただけます。

▶ 基本資産配分

資産	国内株式	国内債券	海外株式	海外債券
投資対象 マザーファンド	年金日本株式 マザーファンド	年金日本債券 マザーファンド	インターナショナル 株式マザーファンド	インターナショナル 債券マザーファンド
年金設計30	25%	60%	5%	10%
年金設計50	35%	40%	15%	10%
年金設計70	50%	20%	20%	10%

※資産配分は、基本資産配分より、原則としてそれぞれ±5%の範囲内で行います。

3 海外資産の運用は、ティー・ロウ・プライス・グループが行います。

■インターナショナル株式マザーファンドにおける運用指図にかかる権限をティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクへ委託します。

■インターナショナル債券マザーファンドにおける運用指図にかかる権限をティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドへ委託します。

4 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

5

各マザーファンドの運用は、各資産のベンチマーク（下記参照）を中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行います。

マザーファンド	投資対象資産	ベンチマーク
年金日本株式マザーファンド	国内株式	TOPIX（東証株価指数、配当込み）
年金日本債券マザーファンド	国内債券	NOMURA-BPI（総合）
国際ナショナル株式マザーファンド	海外株式	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）*1
国際ナショナル債券マザーファンド	海外債券	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）*2

*1 米ドルベースのMSCIコクサイ・インデックス（配当込み）を委託会社が円換算したものです。

*2 米ドルベースのFTSE世界国債インデックス（除く日本）を委託会社が円換算したものです。

※資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

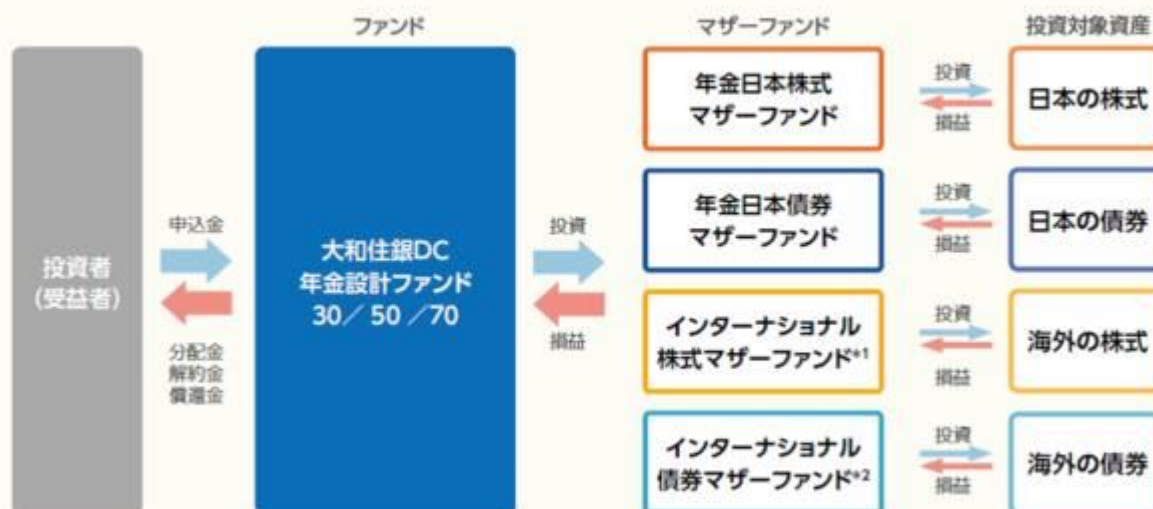


指数の著作権など

- TOPIX（東証株価指数）は株式会社JPX総研、NOMURA-BPIは野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社、MSCIコクサイ・インデックスはMSCI Inc.、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCが、それぞれ公表している指数です。
- 各インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、指数を公表および許諾する各社に帰属します。また、当該各社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



*1 国際ナショナル株式マザーファンドの運用にあたっては、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクに運用指図に関する権限を委託します。

*2 国際ナショナル債券マザーファンドの運用にあたっては、ティー・ロウ・プライス・国際ナショナル・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。

各マザーファンドの投資方針等

▶ 年金日本株式マザーファンド

- わが国の株式を主要投資対象とし、ファンダメンタル価値比割安性(バリュー)を重視し、収益性・成長性を勘案したアクティブ運用により信託財産の長期的な成長を目指します。
- TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとし、バリュー・アプローチを基本としたアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- マザーファンドの運用は、運用部 バリュー+αグループが行います。

[運用プロセス]



▶ 年金日本債券マザーファンド

- わが国の公社債を主要投資対象とし、金利予測(デュレーション・コントロール等)等を重視したアクティブ運用により信託財産の長期的な成長を目指します。
- NOMURA-BPI（総合）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- マザーファンドの運用は、運用部 円債アクティブグループが行います。

[運用プロセス]



※上記の運用プロセスは2026年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

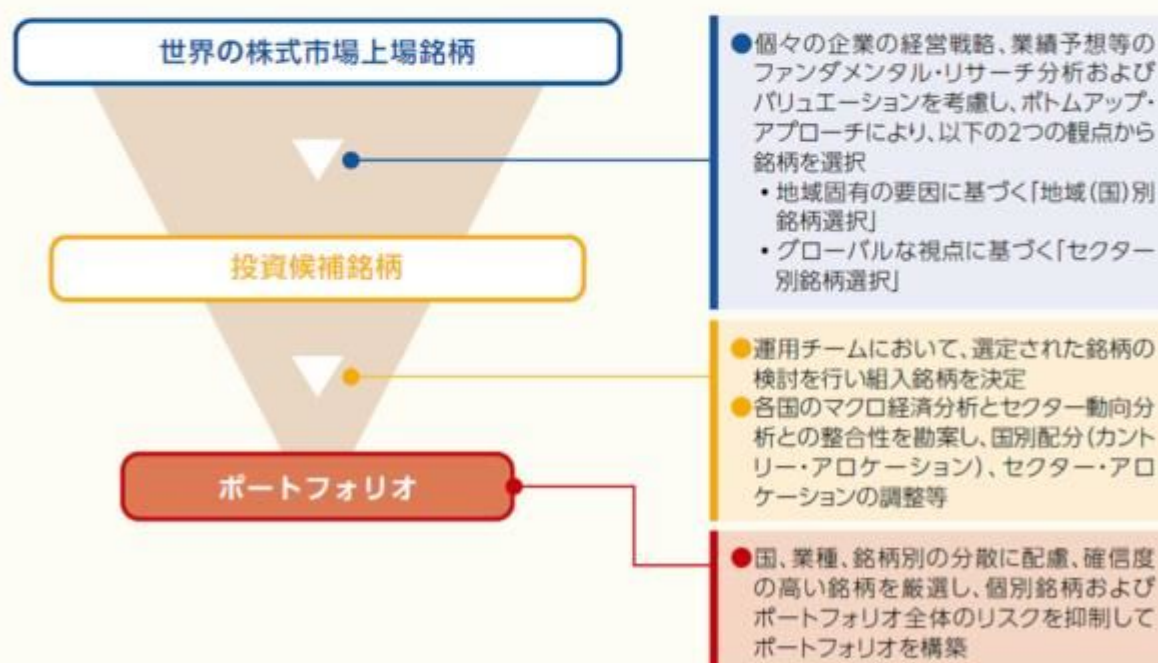
▶ インターナショナル株式マザーファンド

- 海外の株式へ分散投資を行い、リスクの低減とグローバルな投資機会の獲得により信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
- MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。また、ベンチマーク構成国以外の国の株式へ投資を行うこともあります。
- 運用の指図に関する権限をティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクに委託します。

〔 運用プロセス 〕

- マザーファンドの実質的な運用は、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクが行います。
- 世界厳選成長株式運用戦略 ポートフォリオ運用チーム（ファンドマネージャー2名*、平均運用経験21年*）が担当します。

*2026年3月末現在



※上記の運用プロセスは2026年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)ティー・ロウ・プライス・グループの情報を基に委託会社作成

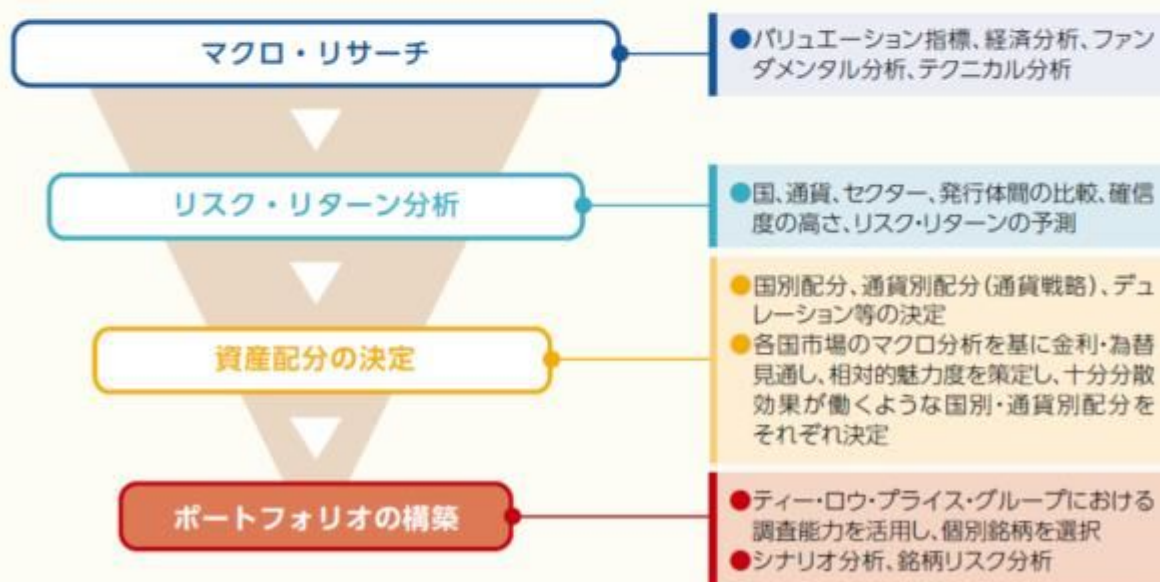
▶ インターナショナル債券マザーファンド

- 海外の公社債へ分散投資を行い、リスクの低減とグローバルな投資機会の獲得により信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。また、ベンチマーク構成国以外の国の債券へ投資を行うこともあります。
- 債券と為替の運用に関しては、異なる資産としてそれぞれ独立した運用を行い、世界債券および通貨の分散投資を図ります。
- 運用の指図に関する権限をティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに委託します。

〔 運用プロセス 〕

- マザーファンドの実質的な運用は、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが行います。
- グローバル国債運用戦略 ポートフォリオ運用チームの専任ファンドマネージャー2名(平均運用経験26年)*が担当します。

*2026年3月末現在



※ 上記の運用プロセスは2026年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) ティー・ロウ・プライス・グループの情報を基に委託会社作成

マザーファンドの実質的な運用を行う運用会社について

■インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドの実質的な運用は、ティー・ロウ・プライス・グループが行います。

〔ティー・ロウ・プライス・グループの概要〕

会社概要	●ティー・ロウ・プライス・グループは、1937年に設立された独立系の資産運用会社であり、グローバルに資産運用業務を行っています。 ●ティー・ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、S&P500インデックスの採用銘柄です。
拠 点	世界17カ国に24拠点を展開
従 業 員 数	7,773名(うち運用プロフェッショナル923名)
運用資産残高	約278兆円(約1兆7,756億米ドル)

(注) 2025年12月末現在、運用資産残高は1米ドル=156.74円で円換算
(出所) ティー・ロウ・プライス・グループの情報を基に委託会社作成

■ティー・ロウ・プライス・グループはTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)への賛同を表明し、SASB Allianceに加入しております。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 有価証券
 - デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りします。）
 - 金銭債権
 - 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された年金日本株式マザーファンド、年金日本債券マザーファンド、インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 株券または新株引受権証書
- 国債証券
- 地方債証券
- 特別の法律により法人の発行する債券
- 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特別目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③その他の金融商品の運用の指図

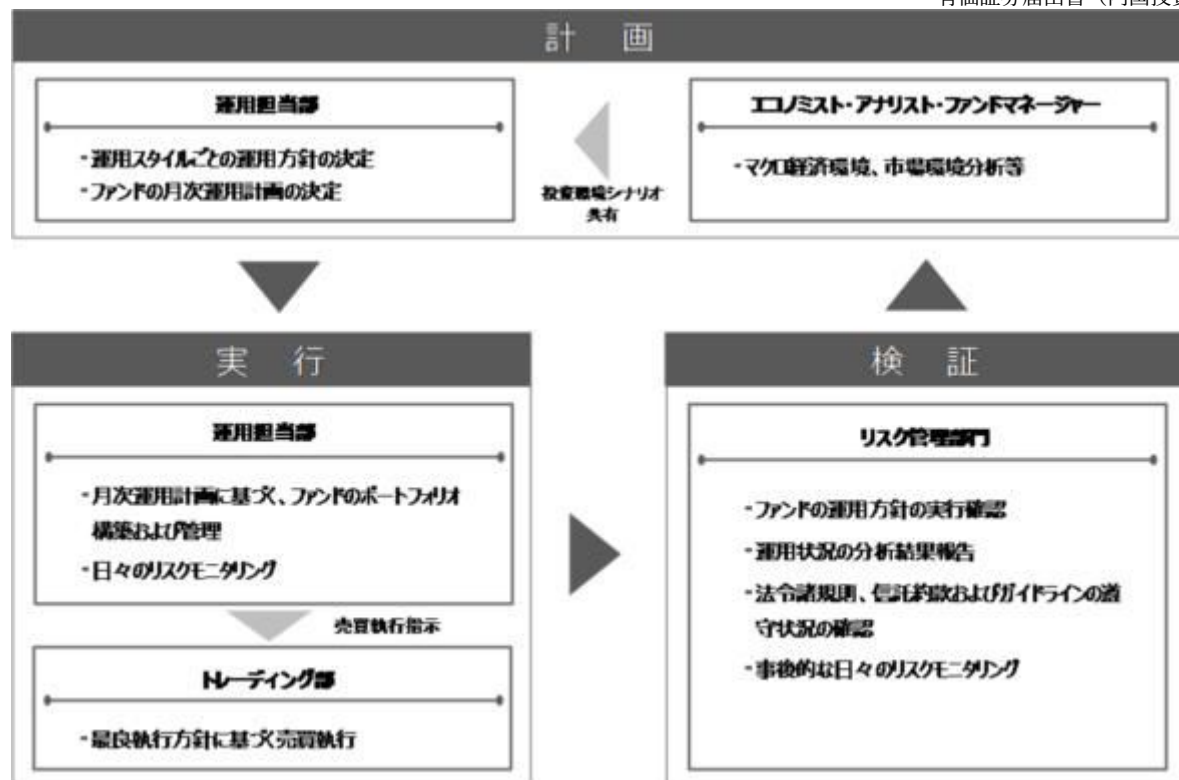
委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

イ ファンドの運用体制



※リスク管理部門の人員数は、約50名です。（2026年4月1日現在）

※当ファンドが主要投資対象とするインターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドの運用の主要部分は、委託会社からそれぞれマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクおよびティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが、投資一任契約（運用委託契約）およびそれに付随するガイドラインに従って行います。

インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドについて、委託会社においては、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入の管理、運用委託先への委託資産の増減の指示、余裕資金の運用等および運用委託先の運用状況（ガイドライン等の遵守状況、運用パフォーマンスなど）のモニタリング等を行います。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

運用委託先は、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、運用委託契約の継続可否を定期的に判断します。

【参考情報】ティー・ロウ・プライスの運用体制

ティー・ロウ・プライスでは、戦略ごとに、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と適宜情報共有し、相互に支援します。また、運用部門では運用戦略に応じて、適宜、専門委員会が設けられております。ファンドの運用に関する社内規則として、一括発注および約定結果の配分にかかる方針のほか、最良執行にかかる方針を定め、売買執行における最良執行に努めるとともに、売買執行にあたって使用するディーラー、ブローカー等に関しても方針を定め、取引コストや各ディーラー、ブローカー等との取引量等についてモニタリングを行っております。また全社員が遵守すべき社内規則において、利益相反管理にかかる方針や従業員取引にかかる規則等が定められております。ファンドの保有する有価証券等の評価に関しては、評価方法その他を管理するための専門委員会を設け、保有有価証券等が適正に評価されるよう担保しています。また、ティー・ロ

ウ・プライスは、投資リスクとリターンの評価において、ガバナンスおよびサステナビリティ要因の分析を投資プロセスに組み込み（いわゆるESGインテグレーション）、最良の運用パフォーマンスの提供を目指しています。こうした要因には、気候変動、資源の枯渇、労働基準、人権問題、ガバナンス体制やガバナンス慣行等が含まれますが、これらに限定されるものではありません。ティー・ロウ・プライスでは、バリュエーション、財務状況、業界動向、マクロ経済といった、より伝統的な投資要因と並行してガバナンスおよびサステナビリティ要因を評価しており、これらがパフォーマンスに影響を与えると判断された場合、投資判断の一環として考慮します。

（４）【分配方針】

毎決算時（毎年11月19日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。

（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（５）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

イ．株式等への投資制限

- （イ）委託会社は、取得時において信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、下記の割合を超えることとなる投資の指図をしません。

□大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０……………信託財産の純資産総額の100分の40

□大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０……………信託財産の純資産総額の100分の60

□大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０……………信託財産の純資産総額の100分の80

※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

- （ロ）委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．投資する株式等の範囲

- （イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所[※]に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項

第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

- (ロ)前記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ. 同一銘柄の株式等への投資制限

- (イ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ニ. 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ホ. 信用取引の運用指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。
- (ロ)前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドに属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとしします。

ヘ. 先物取引等の運用指図

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとしします（以下同じ。）。
- (ロ)委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ)委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ト. スワップ取引の運用指図

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

チ. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ヘ)為替先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

リ. 同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ヌ. 有価証券の貸付の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の

時価合計額の50%を超えないものとします。

b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ロ)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ル. 公社債の空売りの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ヲ. 公社債の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)上記(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ワ. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、取得時において下記のとおりとします。

□大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０……………信託財産の純資産総額の100分の25以内

□大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０……………信託財産の純資産総額の100分の35以内

□大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０……………信託財産の純資産総額の100分の40以内

なお、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

カ. 外国為替予約の指図および範囲

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(ロ)前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ハ)前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ヨ. デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

タ. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

レ. 資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ソ. 受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

② 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：マザーファンドの投資方針等）

（年金日本株式マザーファンド）

（1）運用の基本方針

当ファンドは、わが国の株式へ投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

（2）運用方法

①投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

②投資態度

イ. T O P I X（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとし、バリュー・アプローチを基本としたアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

ロ. マクロ経済動向および産業動向等の分析により、業種・規模別配分等を行います。

ハ. デリバティブ取引（法人税法第61条の5第1項で定めるものをいいます。）は、価格変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

ニ. 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

（3）運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限ります。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特別目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
13. 証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③1から5までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4)主な投資制限

①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。
- イ. 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
 - ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑨スワップ取引は、以下の範囲で行います。
- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑩金利先渡取引は、以下の範囲で行います。
- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- ⑪デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ⑫一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（年金日本債券マザーファンド）

（1）運用の基本方針

当ファンドは、わが国の公社債へ投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

（2）運用方法

①投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

- イ. NOMURA-BPI（総合）をベンチマークとし、デュレーション・コントロールを重視したアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ロ. 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

（3）運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りします。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3. 特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限りします。）
- 5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 7. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 8. 特別目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

す。)

9. 転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得した株券
10. コマーシャル・ペーパー
11. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
12. 証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
13. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
14. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
15. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、9の証券または証書、11ならびに16の証券または証書のうち9の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、1から5までの証券および11ならびに16の証券または証書のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、12の証券および13の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

- ④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③1から5までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4) 主な投資制限

- ①株式への投資割合には、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ②投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤外貨建資産への投資は行いません。
- ⑥有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。
 - イ. 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロ

に掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ロ、委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑦スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ、委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ、スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ、スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ、委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ、委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ、金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ、金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ、委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑩一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(インターナショナル株式マザーファンド)

(1)運用の基本方針

当ファンドは、世界各国の株式へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

(2)運用方法

①投資対象

世界各国の株式を主要投資対象とします。

②投資態度

- イ. MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ロ. 運用の指図に関する権限をティー・ロウ・プライス・アソシエーツ・インクに委託します。
- ハ. 国別資産配分に関しては、各国の経済成長率、金利、為替レート、金融政策、資金需給や各市場間の企業の相対的魅力度分析により決定されます。
- ニ. 銘柄選択については、個々の企業の経営戦略、業績予想等のファンダメンタル分析およびバリュエーションを考慮し、ボトムアップ・アプローチにより行います。
- ホ. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ヘ. 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)運用の指図

- ①委託会社（委託会社から運用の指図に係る権限を委託されたものを含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証券
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9. 特別目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものおよび14の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公

社債」といい、13の証券および14の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

②委託会社は、信託金を、前記①の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③前記①にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記②1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4)主な投資制限

- ①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑧有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。
 - イ. 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
 - ロ. 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ハ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑨スワップ取引は、以下の範囲で行います。
 - イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取

金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡し取引および為替先渡し取引は、以下の範囲で行います。

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑫一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（インターナショナル債券マザーファンド）

（1）運用の基本方針

当ファンドは、日本を除く世界各国の公社債を中心に投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

（2）運用方法

①投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

- イ. F T S E世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ロ. 債券と為替の運用に関しては、異なる資産としてそれぞれ独立した運用を行い、世界債券および通貨の分散投資を図ります。
- ハ. 運用の指図に関する権限をティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに委託します。
- ニ. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ホ. 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りします。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②委託会社（委託会社から運用の指図に係る権限を委託されたものを含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限りします。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得した株券
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特別目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、6の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち6の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、1から5までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち1

から５までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、１３の証券および１４の証券を「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第１４号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- ６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（４）主な投資制限

①株式への投資割合には、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

②同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以内とします。

③同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の１０％以内とします。

④投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑤外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

⑥有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第２８条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第２８条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第２８条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑦スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ、スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ、委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧金利先渡し取引および為替先渡し取引は、以下の範囲で行います。

イ、委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。

ロ、金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ、金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ、委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑩一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ロ）債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

（ハ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ニ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

（ホ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

（ヘ）流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

（イ）ファンド固有の留意点

資産および投資先の配分について

当ファンドの実質的な資産配分は、基本的な資産配分比率と乖離を生じる場合があります。この結果、運用成果は、基本資産配分で運用を行った場合を上回ったり下回ったりすることがありますので、ご注意ください。

（ロ）投資信託に関する留意点

- ・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

（ハ）分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

[参考情報] ティー・ロウ・プライスのリスク管理体制

ティー・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としています。リスクをさまざまな側面から捉え、内在するリスクの種類を識別・把握し、多面的に管理するため、運用部門から独立したリスク管理部門を組織しております。リスク管理部門には運用リスク担当の専門チームを配置し、運用チームを主にデータ分析面でサポートし、さらに流動性リスク等の運用リスクのモニタリングも行っています。運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタリングを行っています。

さらに、ティー・ロウ・プライス・グループ組織全体のリスク管理に関する方針設定および実態の把握のために、リスクを監督する委員会を設置しています。当該委員会は、ティー・ロウ・プライス・グループのリスク管理部門の責任者であるチーフ・リスク・オフィサー他、主要部門の責任者で構成され、運用にかかるリスク、オペレーショナル・リスク、ビジネス・リスク等について、全社的な観点から監督します。

業務委託先の選定にあたっては、選定にかかる方針を定めており、必要に応じて面談や質問票への回答を求めるなどして選考を行うとともに、社内の管理担当者を定めて継続モニタリングを行います。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2021年6月～2026年5月

分配金再投資基準価額：
2021年6月～2026年5月

■年金設計30



■年金設計50



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2021年6月～2026年5月

他の資産クラス：
2021年6月～2026年5月



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



■年金設計70



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	配当込みTOPIX(東証株価指数、配当込み) 日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morganに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

＜信託報酬率およびその配分＞

ファンド	信託報酬率	配分（税抜き）		
		委託会社	販売会社	受託会社
年金設計30	年0.99% (税抜き0.90%)	年0.42%	年0.40%	年0.08%
年金設計50	年1.21% (税抜き1.10%)	年0.52%	年0.50%	年0.08%
年金設計70	年1.43% (税抜き1.30%)	年0.62%	年0.60%	年0.08%

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

※委託会社の報酬には、以下の運用の指図の委託先への報酬の合計額が含まれます。

- ・インターナショナル株式マザーファンドの組入評価額に対して年0.51%を乗じた額
- ・インターナショナル債券マザーファンドの組入評価額に対して年0.36%を乗じた額

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。
- ※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

- ※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

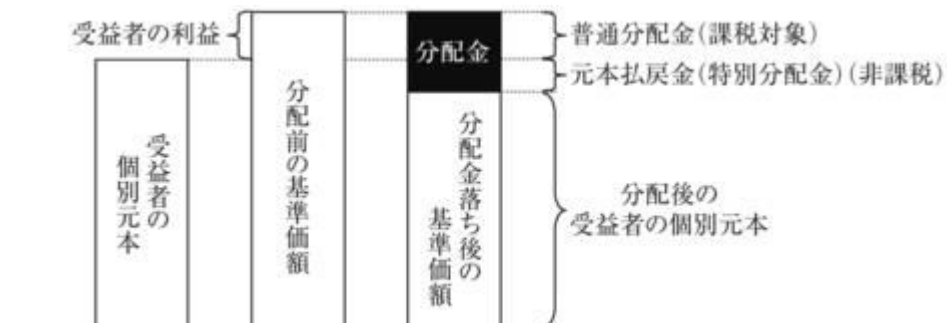
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を

示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※上記「（5）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2026年5月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

（参考情報）総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年11月20日～2025年11月19日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
年金設計30	1.01%	0.99%	0.02%
年金設計50	1.24%	1.21%	0.03%
年金設計70	1.46%	1.43%	0.03%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。

※当ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

(１) 【投資状況】

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０

2026年5月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	4,807,716,539	100.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△640,239	△0.01
合計（純資産総額）		4,807,076,300	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０

2026年5月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	13,121,522,439	100.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△2,428,492	△0.02
合計（純資産総額）		13,119,093,947	100.00

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０

2026年5月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	16,616,651,443	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△4,349,373	△0.03
合計（純資産総額）		16,612,302,070	100.00

(２) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０

イ 主要投資銘柄

2026年5月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	年金日本債券マ ザーファンド	2,534,355,288	1.1509	2,916,751,469	1.1098	2,812,627,498	58.51
日本	親投資 信託受 益証券	年金日本株式マ ザーファンド	130,910,732	7.5462	987,884,871	9.3769	1,227,536,842	25.54

日本	親投資 信託受 益証券	インターナシ ョナル債券マ ザー ファンド	122,915,532	3.7766	464,201,215	3.9485	485,331,978	10.10
日本	親投資 信託受 益証券	インターナシ ョナル株式マ ザー ファンド	14,457,855	15.2314	220,213,940	19.5202	282,220,221	5.87

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2026年5月29日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.01
合 計	100.01

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０

イ 主要投資銘柄

2026年5月29日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	年金日本債券マ ザーファンド	4,460,492,451	1.1500	5,129,416,065	1.1098	4,950,254,522	37.73
日本	親投資 信託受 益証券	年金日本株式マ ザーファンド	494,311,888	7.5343	3,724,300,590	9.3769	4,635,113,142	35.33
日本	親投資 信託受 益証券	インターナシ ョナル株式マ ザー ファンド	115,806,562	15.2157	1,762,077,569	19.5202	2,260,567,251	17.23
日本	親投資 信託受 益証券	インターナシ ョナル債券マ ザー ファンド	323,056,230	3.7785	1,220,683,408	3.9485	1,275,587,524	9.72

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2026年5月29日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.02
合 計	100.02

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０

イ 主要投資銘柄

2026年5月29日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
----------	----	-----	----	-------------	-------------	------------------	------------	-----------------

日本	親投資 信託受 益証券	年金日本株式マ ザーファンド	858,561,957	7.5517	6,483,561,375	9.3769	8,050,649,614	48.46
日本	親投資 信託受 益証券	インターナショ ナル株式マザー ファンド	195,689,117	15.2471	2,983,695,287	19.5202	3,819,890,701	22.99
日本	親投資 信託受 益証券	年金日本債券マ ザーファンド	2,799,456,896	1.1489	3,216,287,255	1.1098	3,106,837,263	18.70
日本	親投資 信託受 益証券	インターナショ ナル債券マザー ファンド	415,163,699	3.7804	1,569,478,847	3.9485	1,639,273,865	9.87

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2026年5月29日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.03
合 計	100.03

②【投資不動産物件】

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０

該当事項はありません。

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０

該当事項はありません。

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０

該当事項はありません。

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０

該当事項はありません。

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０

年月日	純資産総額 (円)		１万口当たりの 純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第15期 (2016年11月21日)	3,200,694,792	3,200,694,792	15,197	15,197
第16期 (2017年11月20日)	3,443,277,170	3,443,277,170	16,550	16,550
第17期 (2018年11月19日)	3,339,411,732	3,339,411,732	16,297	16,297
第18期 (2019年11月19日)	3,542,052,292	3,542,052,292	17,123	17,123
第19期 (2020年11月19日)	3,723,266,105	3,723,266,105	17,826	17,826
第20期 (2021年11月19日)	4,117,876,215	4,117,876,215	19,632	19,632
第21期 (2022年11月21日)	3,978,962,987	3,978,962,987	19,228	19,228
第22期 (2023年11月20日)	4,281,394,846	4,281,394,846	20,790	20,790
第23期 (2024年11月19日)	4,382,525,765	4,382,525,765	21,931	21,931
第24期 (2025年11月19日)	4,552,338,516	4,552,338,516	23,435	23,435
2025年 5月末日	4,353,864,670	-	21,864	-
6月末日	4,390,411,582	-	22,176	-
7月末日	4,429,282,161	-	22,400	-
8月末日	4,498,087,337	-	22,820	-
9月末日	4,541,396,536	-	23,152	-
10月末日	4,647,987,170	-	23,759	-
11月末日	4,614,683,905	-	23,760	-
12月末日	4,605,324,452	-	23,685	-
2026年 1月末日	4,668,944,814	-	23,843	-
2月末日	4,860,422,993	-	24,887	-
3月末日	4,635,286,694	-	23,705	-
4月末日	4,727,564,597	-	24,191	-
5月末日	4,807,076,300	-	24,673	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０

年月日	純資産総額 (円)		１万口当たりの 純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第15期 (2016年11月21日)	6,489,688,868	6,489,688,868	17,757	17,757
第16期 (2017年11月20日)	7,205,526,822	7,205,526,822	20,382	20,382
第17期 (2018年11月19日)	7,065,208,811	7,065,208,811	19,860	19,860
第18期 (2019年11月19日)	7,464,387,467	7,464,387,467	21,086	21,086
第19期 (2020年11月19日)	7,990,761,978	7,990,761,978	22,458	22,458
第20期 (2021年11月19日)	9,181,898,872	9,181,898,872	26,226	26,226
第21期 (2022年11月21日)	8,971,783,889	8,971,783,889	25,550	25,550

第22期	(2023年11月20日)	10,137,722,940	10,137,722,940	29,073	29,073
第23期	(2024年11月19日)	10,686,313,607	10,686,313,607	32,068	32,068
第24期	(2025年11月19日)	11,732,033,928	11,732,033,928	36,061	36,061
2025年 5月末日		10,740,589,334	-	32,234	-
6月末日		10,919,483,496	-	32,903	-
7月末日		11,124,756,015	-	33,606	-
8月末日		11,360,073,123	-	34,497	-
9月末日		11,537,448,817	-	35,254	-
10月末日		11,998,013,945	-	36,772	-
11月末日		11,994,667,651	-	36,868	-
12月末日		12,000,246,911	-	36,940	-
2026年 1月末日		12,294,328,022	-	37,582	-
2月末日		12,938,743,665	-	39,619	-
3月末日		12,091,443,903	-	36,970	-
4月末日		12,681,598,970	-	38,683	-
5月末日		13,119,093,947	-	40,155	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第15期 (2016年11月21日)	5,606,043,967	5,606,043,967	20,638	20,638
第16期 (2017年11月20日)	6,553,268,444	6,553,268,444	24,796	24,796
第17期 (2018年11月19日)	6,353,963,052	6,353,963,052	23,947	23,947
第18期 (2019年11月19日)	6,778,366,283	6,778,366,283	25,784	25,784
第19期 (2020年11月19日)	7,299,998,600	7,299,998,600	27,923	27,923
第20期 (2021年11月19日)	9,073,172,179	9,073,172,179	34,548	34,548
第21期 (2022年11月21日)	9,007,950,257	9,007,950,257	33,848	33,848
第22期 (2023年11月20日)	10,712,952,143	10,712,952,143	40,506	40,506
第23期 (2024年11月19日)	12,066,646,769	12,066,646,769	46,371	46,371
第24期 (2025年11月19日)	13,997,172,892	13,997,172,892	55,334	55,334
2025年 5月末日	12,131,726,665	-	47,326	-
6月末日	12,434,361,181	-	48,545	-
7月末日	12,814,526,702	-	50,106	-
8月末日	13,285,841,004	-	52,030	-
9月末日	13,652,782,725	-	53,582	-
10月末日	14,398,575,609	-	56,684	-
11月末日	14,427,309,351	-	57,056	-
12月末日	14,471,045,182	-	57,408	-
2026年 1月末日	15,027,725,977	-	59,011	-
2月末日	16,110,546,143	-	63,097	-
3月末日	14,697,912,050	-	57,642	-
4月末日	15,712,814,166	-	61,501	-

5月末日	16,612,302,070	-	64,840	-
------	----------------	---	--------	---

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

大和住銀DC年金設計ファンド30

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第15期	2015年11月20日～2016年11月21日	0
第16期	2016年11月22日～2017年11月20日	0
第17期	2017年11月21日～2018年11月19日	0
第18期	2018年11月20日～2019年11月19日	0
第19期	2019年11月20日～2020年11月19日	0
第20期	2020年11月20日～2021年11月19日	0
第21期	2021年11月20日～2022年11月21日	0
第22期	2022年11月22日～2023年11月20日	0
第23期	2023年11月21日～2024年11月19日	0
第24期	2024年11月20日～2025年11月19日	0

大和住銀DC年金設計ファンド50

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第15期	2015年11月20日～2016年11月21日	0
第16期	2016年11月22日～2017年11月20日	0
第17期	2017年11月21日～2018年11月19日	0
第18期	2018年11月20日～2019年11月19日	0
第19期	2019年11月20日～2020年11月19日	0
第20期	2020年11月20日～2021年11月19日	0
第21期	2021年11月20日～2022年11月21日	0
第22期	2022年11月22日～2023年11月20日	0
第23期	2023年11月21日～2024年11月19日	0
第24期	2024年11月20日～2025年11月19日	0

大和住銀DC年金設計ファンド70

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第15期	2015年11月20日～2016年11月21日	0
第16期	2016年11月22日～2017年11月20日	0
第17期	2017年11月21日～2018年11月19日	0
第18期	2018年11月20日～2019年11月19日	0
第19期	2019年11月20日～2020年11月19日	0
第20期	2020年11月20日～2021年11月19日	0
第21期	2021年11月20日～2022年11月21日	0
第22期	2022年11月22日～2023年11月20日	0
第23期	2023年11月21日～2024年11月19日	0
第24期	2024年11月20日～2025年11月19日	0

③【収益率の推移】

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０

	収益率（％）
第15期	△1.3
第16期	8.9
第17期	△1.5
第18期	5.1
第19期	4.1
第20期	10.1
第21期	△2.1
第22期	8.1
第23期	5.5
第24期	6.9
第25期（中間期）	3.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０

	収益率（％）
第15期	△3.0
第16期	14.8
第17期	△2.6
第18期	6.2
第19期	6.5
第20期	16.8
第21期	△2.6
第22期	13.8
第23期	10.3
第24期	12.5
第25期（中間期）	8.5

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０

	収益率（％）
第15期	△7.3
第16期	20.1
第17期	△3.4
第18期	7.7
第19期	8.3
第20期	23.7

第21期	△2.0
第22期	19.7
第23期	14.5
第24期	19.3
第25期（中間期）	13.6

（注）収益率とは、計算期間末の分配基準価額から前期末分配基準価額を控除した額を前期末分配基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０

	設定口数（口）	解約口数（口）
第15期	246,561,526	139,449,347
第16期	190,729,547	216,357,431
第17期	177,042,330	208,423,587
第18期	196,902,639	177,424,115
第19期	245,058,103	225,002,927
第20期	217,980,831	209,133,099
第21期	179,913,990	208,021,969
第22期	170,398,661	180,388,185
第23期	168,467,579	229,529,212
第24期	156,606,196	212,398,811
第25期（中間期）	104,299,511	90,281,048

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０

	設定口数（口）	解約口数（口）
第15期	387,981,906	204,065,383
第16期	285,008,907	404,550,713
第17期	275,769,053	253,513,096
第18期	280,300,218	297,760,580
第19期	315,558,978	297,549,523
第20期	282,153,008	339,151,882
第21期	267,539,496	257,050,361
第22期	243,210,709	267,695,157
第23期	213,446,383	368,031,435
第24期	219,871,337	298,908,948
第25期（中間期）	127,177,007	110,122,609

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０

	設定口数（口）	解約口数（口）
第15期	345,149,754	225,264,310

第16期	291,843,926	365,295,752
第17期	287,709,097	277,289,617
第18期	258,694,020	283,051,401
第19期	325,599,540	340,250,275
第20期	340,307,488	328,348,522
第21期	302,998,070	267,970,527
第22期	285,706,766	302,192,045
第23期	262,304,104	304,887,845
第24期	243,339,639	315,955,937
第25期（中間期）	163,395,892	135,088,294

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（１）投資状況

年金日本株式マザーファンド

2026年5月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	269,355,648,000	98.46
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	4,202,863,107	1.54
合計（純資産総額）		273,558,511,107	100.00

年金日本債券マザーファンド

2026年5月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	89,692,922,530	62.23
地方債証券	日本	660,136,650	0.46
特殊債券	日本	3,106,112,345	2.16
社債券	日本	47,185,539,406	32.74
	アメリカ	1,002,380,000	0.70
	小計	48,187,919,406	33.43
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,487,341,566	1.72
合計（純資産総額）		144,134,432,497	100.00

インターナショナル株式マザーファンド

2026年5月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	266,806,607,808	57.82
	オランダ	34,471,266,437	7.47
	台湾	31,447,260,297	6.81
	イギリス	17,994,799,945	3.90
	韓国	17,648,193,301	3.82
	ドイツ	13,813,219,489	2.99

	ケイマン諸島	12,251,094,406	2.65
	スペイン	9,513,252,784	2.06
	カナダ	8,937,678,417	1.94
	イタリア	7,754,999,338	1.68
	フランス	7,134,764,288	1.55
	中国	6,062,780,412	1.31
	イスラエル	3,597,354,358	0.78
	オランダ領キュ ラソー	2,776,242,268	0.60
	スイス	2,604,694,770	0.56
	ジャージー	2,041,710,140	0.44
	ルクセンブルグ	1,836,592,473	0.40
	フィンランド	1,430,768,241	0.31
	ノルウェー	926,624,948	0.20
	小計	449,049,904,120	97.31
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	12,432,762,451	2.69
合計（純資産総額）		461,482,666,571	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	買建	-	2,784,292,722	0.60
為替予約取引	売建	-	1,798,794,273	△0.39

インターナショナル債券マザーファンド

2026年5月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国債証券	アメリカ	3,210,521,458	34.90
	フランス	752,790,357	8.18
	イギリス	443,980,443	4.83
	中国	403,270,349	4.38
	ドイツ	371,219,184	4.04
	スペイン	282,873,037	3.08
	ニュージーラン ド	230,649,206	2.51
	チェコ	201,746,495	2.19
	イタリア	146,298,930	1.59
	メキシコ	130,664,188	1.42
	香港	95,485,524	1.04
	カナダ	85,464,677	0.93
	オランダ	80,484,965	0.87
	ルーマニア	64,896,873	0.71
	ポーランド	40,742,616	0.44
	チリ	39,995,090	0.43
	ブルガリア	33,486,640	0.36
	オーストリア	32,678,365	0.36

	韓国	22,605,247	0.25
	リトアニア	20,423,212	0.22
	ラトヴィア	19,076,750	0.21
	シンガポール	16,567,511	0.18
	スウェーデン	12,792,738	0.14
	ベルギー	4,055,731	0.04
	スロヴェニア	3,115,300	0.03
	小計	6,745,884,886	73.34
地方債証券	カナダ	29,430,694	0.32
特殊債証券	国際機関	129,054,266	1.40
	香港	94,721,650	1.03
	ドイツ	38,022,129	0.41
	小計	261,798,045	2.85
社債証券	アメリカ	447,365,041	4.86
	シンガポール	167,910,084	1.83
	フランス	154,151,963	1.68
	イギリス	113,505,885	1.23
	スウェーデン	102,295,065	1.11
	スイス	76,441,536	0.83
	オーストラリア	65,547,911	0.71
	スペイン	63,663,553	0.69
	チリ	55,083,988	0.60
	ルクセンブルグ	51,040,069	0.55
	ギリシャ	43,755,216	0.48
	チェコ	36,634,059	0.40
	ケイマン諸島	31,864,930	0.35
	デンマーク	31,853,453	0.35
	アイルランド	30,759,257	0.33
	アラブ首長国連邦	28,489,687	0.31
	オランダ	21,344,067	0.23
	ジャージー	20,872,290	0.23
	イタリア	19,995,563	0.22
	アイスランド	18,611,486	0.20
	ドイツ	18,317,772	0.20
	小計	1,599,502,875	17.39
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	561,865,743	6.10
合計（純資産総額）		9,198,482,243	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
債券先物取引	買建	イギリス	132,998,866	1.45
債券先物取引	買建	ドイツ	40,696,672	0.44
債券先物取引	買建	イタリア	198,240,321	2.16
債券先物取引	買建	アメリカ	1,052,840,692	11.45
債券先物取引	買建	オーストラリア	49,524,049	0.54
合計	買建	-	1,474,300,600	16.03

債券先物取引	売建	ドイツ	140,570,612	△1.53
債券先物取引	売建	カナダ	138,800,920	△1.51
債券先物取引	売建	アメリカ	597,874,408	△6.50
債券先物取引	売建	オーストラリア	71,265,986	△0.77
合計	売建	-	948,511,926	△10.31

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	買建	-	2,897,765,915	31.50
為替予約取引	売建	-	2,665,738,590	△28.98

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

年金日本株式マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2026年5月29日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	1,038,300	6,679.00	6,934,805,700	12,585.00	13,067,005,500	4.78
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1,811,600	6,584.01	11,927,590,790	7,195.00	13,034,462,000	4.76
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	3,556,900	2,776.28	9,874,940,513	2,999.00	10,667,143,100	3.90
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	2,977,400	3,461.03	10,304,871,713	3,042.00	9,057,250,800	3.31
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1,184,700	4,051.00	4,799,219,700	7,491.00	8,874,587,700	3.24
日本	株式	富士電機	電気機器	545,700	11,657.34	6,361,412,071	15,440.00	8,425,608,000	3.08
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1,984,800	3,490.00	6,926,952,000	3,444.00	6,835,651,200	2.50
日本	株式	日立製作所	電気機器	1,260,100	5,081.93	6,403,744,669	5,166.00	6,509,676,600	2.38
日本	株式	豊田通商	卸売業	887,200	5,732.11	5,085,527,574	6,930.00	6,148,296,000	2.25
日本	株式	丸紅	卸売業	1,120,400	5,076.00	5,687,150,400	5,196.00	5,821,598,400	2.13
日本	株式	TDK	電気機器	1,397,200	1,933.50	2,701,486,200	4,108.00	5,739,697,600	2.10
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	109,200	42,130.00	4,600,596,000	52,420.00	5,724,264,000	2.09
日本	株式	I N P E X	鉱業	1,549,800	3,525.09	5,463,183,366	3,604.00	5,585,479,200	2.04
日本	株式	レゾナック・ホールディングス	化学	274,500	8,576.00	2,354,112,000	18,720.00	5,138,640,000	1.88
日本	株式	日本電気	電気機器	1,207,800	5,680.16	6,860,498,889	4,103.00	4,955,603,400	1.81
日本	株式	住友商事	卸売業	692,400	6,249.57	4,327,200,449	7,099.00	4,915,347,600	1.80
日本	株式	スズキ	輸送用機器	2,437,800	2,106.50	5,135,225,700	1,973.50	4,810,998,300	1.76
日本	株式	かんぽ生命保険	保険業	3,350,900	1,566.81	5,250,230,285	1,429.50	4,790,111,550	1.75
日本	株式	東洋水産	食料品	400,500	11,151.36	4,466,120,826	11,160.00	4,469,580,000	1.63
日本	株式	東京建物	不動産業	1,330,200	3,640.16	4,842,146,466	3,269.00	4,348,423,800	1.59

日本	株式	NTT	情報・通信業	28,783,900	155.47	4,475,070,878	149.50	4,303,193,050	1.57
日本	株式	ゆうちょ銀行	銀行業	1,358,600	2,528.33	3,434,982,566	3,069.00	4,169,543,400	1.52
日本	株式	村田製作所	電気機器	428,500	3,228.00	1,383,198,000	9,625.00	4,124,312,500	1.51
日本	株式	クラフティア	建設業	415,300	8,393.57	3,485,848,469	9,323.00	3,871,841,900	1.42
日本	株式	B I P R O G Y	情報・通信業	840,400	5,245.15	4,408,024,311	4,588.00	3,855,755,200	1.41
日本	株式	双日	卸売業	706,900	5,707.00	4,034,278,300	5,391.00	3,810,897,900	1.39
日本	株式	西日本フィナンシャルホールディングス	銀行業	917,000	3,628.33	3,327,178,538	3,953.00	3,624,901,000	1.33
日本	株式	THK	機械	463,000	4,369.00	2,022,847,000	7,640.00	3,537,320,000	1.29
日本	株式	長谷工コーポレーション	建設業	1,303,400	3,210.52	4,184,587,710	2,712.50	3,535,472,500	1.29
日本	株式	大林組	建設業	1,088,400	3,572.00	3,887,764,800	3,245.00	3,531,858,000	1.29

ロ 種類別・業種別投資比率

2026年5月29日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式（国内）	鉱業	2.04
	建設業	5.34
	食料品	2.59
	繊維製品	0.77
	化学	3.79
	医薬品	1.08
	ゴム製品	1.27
	ガラス・土石製品	0.85
	鉄鋼	0.79
	非鉄金属	5.91
	金属製品	1.16
	機械	4.13
	電気機器	19.09
	輸送用機器	6.16
	精密機器	0.34
	その他製品	1.57
	電気・ガス業	1.95
	陸運業	1.11
	海運業	0.97
	情報・通信業	7.12
	卸売業	8.89
	小売業	0.99
	銀行業	16.30
	保険業	1.75
	不動産業	1.97
	サービス業	0.52
合 計		98.46

年金日本債券マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2026年5月29日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単 価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債 証券	4 8 4 2年国債	21,700,000,000	100.02	21,703,793,900	100.07	21,714,105,000	1.400	2028/05/01	15.07
日本	国債 証券	4 8 3 2年国債	12,640,000,000	100.07	12,649,373,600	100.10	12,652,387,200	1.400	2028/04/01	8.78
日本	国債 証券	4 8 0 2年国債	5,054,000,000	99.70	5,038,679,800	99.72	5,039,848,800	1.100	2028/01/01	3.50
日本	国債 証券	1 9 5 2 0年国 債	4,146,000,000	99.45	4,123,039,720	95.41	3,955,657,140	3.200	2045/12/20	2.74
日本	国債 証券	1 8 3 5年国債	3,300,000,000	99.36	3,279,007,000	98.93	3,264,657,000	1.600	2030/12/20	2.27
日本	国債 証券	3 7 1 1 0年国 債	2,820,000,000	89.20	2,515,400,000	88.12	2,485,068,600	0.400	2033/06/20	1.72
日本	国債 証券	9 0 3 0年国債	1,990,000,000	96.82	1,926,632,300	97.04	1,931,135,800	3.700	2056/03/20	1.34
日本	国債 証券	1 8 1 5年国債	1,930,000,000	98.32	1,897,576,000	97.92	1,889,933,200	1.300	2030/09/20	1.31
日本	国債 証券	3 8 1 1 0年国 債	1,900,000,000	97.32	1,849,129,800	95.84	1,821,017,000	2.100	2035/12/20	1.26
日本	国債 証券	4 7 8 2年国債	1,710,000,000	99.59	1,703,031,000	99.68	1,704,510,900	1.000	2027/11/01	1.18
日本	国債 証券	8 8 3 0年国債	1,850,000,000	92.51	1,711,391,500	88.20	1,631,626,000	3.200	2055/09/20	1.13
日本	国債 証券	1 8 0 5年国債	1,570,000,000	97.68	1,533,576,000	97.43	1,529,635,300	1.100	2030/06/20	1.06
日本	社債 券	3 7 東 京建物	1,600,000,000	100.00	1,600,000,000	94.70	1,515,232,000	2.677	2036/02/27	1.05
日本	国債 証券	1 9 4 2 0年国 債	1,680,000,000	92.47	1,553,456,200	88.64	1,489,135,200	2.700	2045/09/20	1.03
日本	国債 証券	8 9 3 0年国債	1,610,000,000	96.80	1,558,412,600	91.75	1,477,158,900	3.400	2055/12/20	1.02
日本	社債 券	2 5みず ほFG劣 後FR	1,300,000,000	100.00	1,300,000,000	99.04	1,287,521,300	2.741	-	0.89
日本	社債 券	1 1 5 トヨタフ ァイナン ス	1,200,000,000	97.00	1,163,978,400	95.62	1,147,490,400	1.708	2032/10/15	0.80
日本	社債 券	2 武田 薬品劣後 FR	1,000,000,000	98.23	982,335,000	98.00	979,971,000	1.934	2084/06/25	0.68
日本	社債 券	9 3 小 田急電鉄	1,000,000,000	98.23	982,274,000	96.89	968,883,000	1.949	2032/12/10	0.67

日本	国債証券	8 3 3 0年国債	1,330,000,000	74.78	994,547,400	71.22	947,172,800	2.200	2054/06/20	0.66
日本	国債証券	1 8 6 2 0年国債	1,230,000,000	78.83	969,596,700	75.56	929,326,500	1.500	2043/09/20	0.64
日本	社債券	4 6 5 中国電力	1,000,000,000	94.19	941,868,000	91.75	917,515,000	1.969	2035/03/23	0.64
日本	国債証券	8 2 3 0年国債	1,420,000,000	67.82	963,072,400	64.58	917,050,200	1.800	2054/03/20	0.64
日本	国債証券	1 8 8 2 0年国債	1,200,000,000	79.36	952,308,000	75.95	911,448,000	1.600	2044/03/20	0.63
日本	国債証券	4 8 1 2年国債	900,000,000	100.11	901,003,500	99.99	899,919,000	1.300	2028/02/01	0.62
日本	国債証券	1 6 7 2 0年国債	1,200,000,000	76.76	921,084,000	74.22	890,676,000	0.500	2038/12/20	0.62
日本	社債券	1 7 みずほFG劣後FR	900,000,000	98.35	885,172,500	98.40	885,629,700	1.966	-	0.61
日本	社債券	2 4 三井住友FG劣FR	900,000,000	100.02	900,169,200	97.91	881,226,000	2.500	-	0.61
日本	国債証券	1 7 9 2 0年国債	1,300,000,000	69.19	899,418,000	66.63	866,216,000	0.500	2041/12/20	0.60
日本	国債証券	1 8 2 2 0年国債	1,180,000,000	75.31	888,693,400	72.38	854,095,800	1.100	2042/09/20	0.59

ロ 種類別投資比率

2026年5月29日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	62.23
地方債証券	0.46
特殊債券	2.16
社債券	33.43
合 計	98.27

インターナショナル株式マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2026年5月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額単価 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	592,737	26,349.30	15,618,207,855	34,149.31	20,241,558,079	4.39
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	285,510	41,909.74	11,965,650,334	62,182.82	17,753,817,138	3.85

アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	300,145	40,662.97	12,204,785,746	49,810.97	14,950,513,260	3.24
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	1,230,000	6,030.49	7,417,498,421	11,638.17	14,314,954,635	3.10
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	184,037	50,851.40	9,358,538,895	67,992.59	12,513,151,586	2.71
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	45,025	184,523.88	8,308,187,886	258,253.06	11,627,844,026	2.52
アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	133,877	32,341.63	4,329,800,183	82,578.37	11,055,343,784	2.40
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	330,580	12,709.16	4,201,392,806	31,791.03	10,509,477,540	2.28
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	114,562	82,162.43	9,412,692,542	78,698.81	9,015,893,357	1.95
台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	733,000	3,970.43	2,910,325,766	12,119.93	8,883,907,957	1.93
イギリス	株式	UNILEVER PLC	家庭用品・パーソナル用品	922,216	10,244.00	9,447,177,738	9,136.68	8,425,992,943	1.83
アメリカ	株式	CME GROUP INC	金融サービス	183,251	45,589.86	8,354,387,268	44,217.97	8,102,987,916	1.76
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	172,460	38,002.25	6,553,867,380	43,672.86	7,531,821,435	1.63

アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	316,700	25,894.85	8,200,899,925	23,423.95	7,418,366,358	1.61
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	29,381	33,493.98	984,086,749	242,970.48	7,138,715,761	1.55
アメリカ	株式	ARISTA NETWORKS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	254,999	21,962.77	5,600,483,699	24,748.49	6,310,839,003	1.37
アメリカ	株式	CITIGROUP INC	銀行	316,219	15,942.88	5,041,442,972	19,872.75	6,284,139,614	1.36
イタリア	株式	PRYSMIAN SPA	資本財	224,942	17,621.14	3,963,735,370	27,904.70	6,276,938,577	1.36
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	92,059	72,934.02	6,714,232,840	68,057.94	6,265,345,539	1.36
アメリカ	株式	VERTIV HOLDINGS CO-A	資本財	122,575	33,445.86	4,099,625,850	50,077.15	6,138,206,685	1.33
中国	株式	ZHONGJI INNOLIGHT CO LTD-A	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	215,200	16,366.30	3,522,028,787	28,172.77	6,062,780,412	1.31
アメリカ	株式	CATERPILLAR INC	資本財	41,845	76,925.89	3,218,963,690	141,485.72	5,920,470,007	1.28
台湾	株式	UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,088,000	2,674.68	2,910,054,234	5,197.88	5,655,290,720	1.23
スペイン	株式	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	銀行	1,497,445	3,294.46	4,933,275,179	3,683.49	5,515,830,271	1.20
オランダ	株式	ADYEN NV	金融サービス	31,802	205,470.95	6,534,387,057	172,181.08	5,475,702,833	1.19
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	30,381	158,449.34	4,813,849,345	179,600.65	5,456,447,408	1.18

アメリカ	株式	REGENERON PHARMACEUTICALS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	54,298	118,965.50	6,459,588,898	99,064.07	5,378,981,024	1.17
アメリカ	株式	SNOWFLAKE INC	ソフトウェア・サービス	139,200	26,553.83	3,696,293,721	38,126.09	5,307,151,449	1.15
ケイマン諸島	株式	SEA LTD-ADR	一般消費財・サービス流通・小売り	345,531	17,705.29	6,117,725,164	14,654.32	5,063,520,669	1.10
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	100,886	49,462.82	4,990,106,149	49,617.64	5,005,724,724	1.08

ロ 種類別・業種別投資比率

2026年5月29日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式（外国）	エネルギー	4.58
	素材	1.06
	資本財	11.49
	商業・専門サービス	0.44
	運輸	0.74
	自動車・自動車部品	1.31
	耐久消費財・アパレル	0.46
	消費者サービス	0.70
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.45
	家庭用品・パーソナル用品	1.83
	ヘルスケア機器・サービス	1.72
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.53
	銀行	4.64
	金融サービス	6.67
	ソフトウェア・サービス	7.38
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	16.39
	半導体・半導体製造装置	24.17
	公益事業	0.95
	メディア・娯楽	4.81
合 計		97.31

インターナショナル債券マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2026年5月29日現在

国／ 地域	種 類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	国 債 証 券	TSY INFL IX N/B	7,886,000	17,225.81	1,358,427,668	17,308.07	1,364,914,740	2.125	2029/04/15	14.84
アメリカ	国 債 証 券	TREASURY BILL	4,610,000	15,840.75	730,258,468	15,918.28	733,832,675	0.000	2026/06/11	7.98
フランス	国 債 証 券	FRANCE OAT.	1,957,000	18,655.12	365,080,635	18,555.97	363,140,418	2.750	2029/02/25	3.95
アメリカ	国 債 証 券	US TREASURY N/B	1,715,000	16,301.61	279,572,650	15,863.61	272,060,886	4.125	2032/02/29	2.96
アメリカ	国 債 証 券	US TREASURY N/B	1,492,000	15,949.52	237,966,834	15,833.64	236,237,956	3.500	2027/10/31	2.57
チェコ	国 債 証 券	CZECH REPUBLIC	24,370,000	836.72	203,909,482	827.85	201,746,495	6.200	2031/06/16	2.19
スペイン	国 債 証 券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,032,000	19,452.71	200,751,989	19,073.59	196,839,494	3.550	2033/10/31	2.14
フランス	国 債 証 券	FRANCE OAT.	1,016,000	18,311.54	186,045,207	17,954.25	182,415,183	3.000	2034/11/25	1.98
フランス	国 債 証 券	FRANCE OAT.	1,117,000	15,960.36	178,277,198	15,732.27	175,729,471	0.000	2031/11/25	1.91
中国	国 債 証 券	CHINA GOVERNMENT BOND	6,880,000	2,357.83	162,218,798	2,368.81	162,974,380	1.550	2030/07/25	1.77
ニュージーランド	国 債 証 券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,751,000	9,394.07	164,490,133	9,201.27	161,114,155	4.250	2036/05/15	1.75

中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	6,500,000	2,372.05	154,183,415	2,388.40	155,246,200	1.780	2032/09/15	1.69
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,098,000	14,769.40	162,167,968	14,117.17	155,006,551	4.250	2054/08/15	1.69
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,064,000	14,772.11	157,175,205	14,116.85	150,203,321	4.250	2054/02/15	1.63
イギリス	国債証券	UK GILT	679,000	21,053.05	142,950,184	21,211.84	144,028,411	4.125	2031/03/07	1.57
アメリカ	国債証券	TREASURY BILL	820,000	15,857.98	130,035,452	15,884.65	130,254,113	0.000	2026/07/02	1.42
シンガポール	社債証券	TEMASEK FINANCIAL I LTD	5,100,000	2,302.78	117,441,717	2,328.06	118,731,020	2.050	2035/07/30	1.29
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	743,000	16,293.48	121,060,581	15,785.19	117,283,951	4.250	2034/11/15	1.28
イギリス	国債証券	UK GILT	642,000	18,677.53	119,909,747	17,493.95	112,311,171	4.250	2055/12/07	1.22
スウェーデン	社債証券	STADSHYPOTEK AB	6,000,000	1,716.09	102,965,612	1,704.92	102,295,065	2.500	2030/12/02	1.11
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	574,000	17,628.60	101,188,179	17,470.61	100,281,278	0.250	2029/02/15	1.09
メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	11,264,000	875.34	98,598,147	882.93	99,453,714	8.000	2032/04/15	1.08
イギリス	国債証券	UK GILT	597,000	17,358.68	103,631,307	16,629.68	99,279,189	3.500	2045/01/22	1.08
香港	国債証券	HONG KONG	3,690,000	2,567.91	94,755,733	2,587.68	95,485,524	3.300	2033/06/07	1.04
香港	特殊債証券	AIRPORT AUTHORITY HK	3,820,000	2,468.34	94,290,448	2,479.62	94,721,650	2.930	2034/06/05	1.03

ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	584,000	16,143.88	94,280,257	15,950.98	93,153,716	0.000	2032/02/15	1.01
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	477,000	19,151.01	91,350,339	18,851.92	89,923,641	3.350	2029/07/01	0.98
イギリス	国債証券	UK GILT	494,000	19,066.91	94,190,554	17,886.98	88,361,671	4.375	2054/07/31	0.96
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	3,690,000	2,311.67	85,300,552	2,304.87	85,049,768	2.150	2055/08/25	0.92
ドイツ	国債証券	BUNDESOBLIGATION	383,000	18,721.58	71,703,663	18,500.83	70,858,191	2.400	2028/10/19	0.77

ロ 種類別投資比率

2026年5月29日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	73.34
地方債証券	0.32
特殊債券	2.85
社債券	17.39
合 計	93.89

②投資不動産物件

年金日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

年金日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

インターナショナル株式マザーファンド

該当事項はありません。

インターナショナル債券マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

年金日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

年金日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

インターナショナル株式マザーファンド

2026年5月29日現在

種類	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	14,790,875.59	2,359,730,880	2,356,815,953	0.51
	ユーロ	買建	2,302,771.18	428,941,311	427,476,769	0.09
	ユーロ	売建	4,427,711.87	821,163,443	821,941,835	△0.18
	アメリカ・ドル	売建	2,686,592.22	428,941,311	428,104,170	△0.09
	ノルウェー・クローネ	売建	18,163,930.83	312,237,970	312,677,538	△0.07
	イギリス・ポンド	売建	1,101,888.71	235,969,467	236,070,730	△0.05

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

インターナショナル債券マザーファンド

2026年5月29日現在

種類	国／ 地域	取引 所等	名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価 (円)	評価額	時価 (円)	投資 比率 (%)
債券 先物 取引	イギ リス	IC E- EU	LONG GILT FUTUR E SEP 26 2026年 9月	買建	7	イギ リス・ポ ンド	613,522.00	131,477,764	620,620.00	132,998,866	1.45
	ドイ ツ	EU RE X	EURO BUXL 30Y B ND JU N 26 2026 年6月	買建	2	ユーロ	225,522.40	41,870,488	219,200.00	40,696,672	0.44
	イタ リア	EU RE X	EURO- BTP F UTUR E JUN 26 2026年 6月	買建	9	ユーロ	1,095,889.00	203,462,751	1,067,760.00	198,240,321	2.16
	アメ リカ	シカ ゴ取 引所	US 2Y R NOT E (CB T) SE P 26 2026 年9月	買建	13	アメリ カ・ドル	2,679,846.52	427,140,736	2,684,906.25	427,947,207	4.65
	アメ リカ	シカ ゴ取 引所	US 10 YR NO TE (C BT) S EP 26 2026年9月	買建	12	アメリ カ・ドル	1,311,446.75	209,031,497	1,317,562.56	210,006,296	2.28

アメリカ	シカゴ取引所	US LONG BOND (CBT) SEP 26 2026 年9月	買建	11	アメリカ・ドル	1,217,835.96	194,110,873	1,235,437.50	196,916,383	2.14
アメリカ	シカゴ取引所	US 10 yr Ultra Future SEP 26 2026 年9月	買建	3	アメリカ・ドル	335,488.65	53,473,535	336,187.50	53,584,925	0.58
アメリカ	シカゴ取引所	US ULTRA BOND CBT SEP 26 2026 年9月	買建	9	アメリカ・ドル	1,024,018.18	163,218,257	1,031,343.75	164,385,880	1.79
オーストラリア	シドニー先物取引所	AUST 10Y BOND FUTURE JUN 26 2026 年6月	買建	4	オーストラリア・ドル	434,797.20	49,619,056	433,964.68	49,524,049	0.54
ドイツ	EUROEX	EURO-BUND FUTURE JUN 26 2026 年6月	売建	6	ユーロ	773,483.00	143,604,853	757,140.00	140,570,612	△ 1.53
カナダ	モントルオール	CAN 10YR BOND FUTURE SEP 26 2026 年9月	売建	10	カナダ・ドル	1,199,479.80	138,659,864	1,200,700.00	138,800,920	△ 1.51
アメリカ	シカゴ取引所	US 5YR NOTE (CBT) SEP 26 2026 年9月	売建	35	アメリカ・ドル	3,733,602.60	595,098,918	3,751,015.80	597,874,408	△ 6.50
オーストラリア	シドニー先物取引所	AUST 3Y BOND FUTURE JUN 26 2026 年6月	売建	6	オーストラリア・ドル	625,068.60	71,332,828	624,482.88	71,265,986	△ 0.77

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2026年5月29日現在

種類	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
----	-------	-----------	----	-----------	-----------	-----------------

為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	7,695,055.71	1,218,709,994	1,221,050,783	13.27
	ユーロ	買建	2,662,980.75	495,206,701	493,430,892	5.36
	オフショア・人民元	買建	17,207,554.86	403,123,083	404,272,573	4.39
	カナダ・ドル	買建	1,512,142.79	174,270,782	174,456,971	1.90
	イギリス・ポンド	買建	652,847.77	139,659,749	139,329,007	1.51
	メキシコ・ペソ	買建	10,570,715.34	95,815,982	96,452,491	1.05
	マレーシア・リングギ ット	買建	1,767,000.00	70,750,309	70,642,893	0.77
	ポーランド・ズロチ	買建	1,596,568.46	69,620,463	69,609,426	0.76
	オーストラリア・ドル	買建	593,813.02	67,656,819	67,194,811	0.73
	ハンガリー・フォリン ト	買建	90,060,000.00	45,179,703	46,857,947	0.51
	イスラエル・シェケル	買建	693,647.64	35,797,157	38,956,083	0.42
	ルーマニア・レイ	買建	608,000.00	22,055,596	21,376,732	0.23
	デンマーク・クローネ	買建	746,000.00	18,545,950	18,491,325	0.20
	シンガポール・ドル	買建	124,750.53	15,569,087	15,558,199	0.17
	ノルウェー・クローネ	買建	886,000.00	15,164,693	15,131,285	0.16
	ニュージーランド・ド ル	買建	52,397.88	4,895,201	4,954,497	0.05
	アメリカ・ドル	売建	11,319,162.75	1,794,443,275	1,795,221,181	△19.52
	チェコ・コルナ	売建	27,790,646.64	211,364,542	211,186,681	△2.30
	ユーロ	売建	812,515.58	150,613,957	150,553,204	△1.64
	ニュージーランド・ド ル	売建	1,484,987.07	137,669,773	140,413,396	△1.53
	イギリス・ポンド	売建	629,065.94	134,148,845	134,253,553	△1.46
	メキシコ・ペソ	売建	12,541,166.64	114,591,730	114,431,875	△1.24
	スウェーデン・クロー ナ	売建	3,090,449.03	52,728,682	53,153,559	△0.58
	カナダ・ドル	売建	372,000.00	42,850,680	42,917,900	△0.47
	スイス・フラン	売建	116,000.00	23,278,880	23,607,241	△0.26

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

《参考情報》

基準日:2026年5月29日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

■年金設計30



分配の推移

決算期	分配金
2025年11月	0円
2024年11月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

■年金設計50



決算期	分配金
2025年11月	0円
2024年11月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

■年金設計70



決算期	分配金
2025年11月	0円
2024年11月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

主要な資産の状況

■年金設計30

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.01
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	年金日本債券マザーファンド	58.51
日本	親投資信託受益証券	年金日本株式マザーファンド	25.54
日本	親投資信託受益証券	インターナショナル債券マザーファンド	10.10
日本	親投資信託受益証券	インターナショナル株式マザーファンド	5.87

■年金設計50

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.02
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	年金日本債券マザーファンド	37.73
日本	親投資信託受益証券	年金日本株式マザーファンド	35.33
日本	親投資信託受益証券	インターナショナル株式マザーファンド	17.23
日本	親投資信託受益証券	インターナショナル債券マザーファンド	9.72

■年金設計70

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.03
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	年金日本株式マザーファンド	48.46
日本	親投資信託受益証券	インターナショナル株式マザーファンド	22.99
日本	親投資信託受益証券	年金日本債券マザーファンド	18.70
日本	親投資信託受益証券	インターナショナル債券マザーファンド	9.87

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■年金日本株式マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	98.46
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.54
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	4.78
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	4.76
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.90
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3.31
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	3.24
日本	株式	富士電機	電気機器	3.08
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	2.50
日本	株式	日立製作所	電気機器	2.38
日本	株式	豊田通商	卸売業	2.25
日本	株式	丸紅	卸売業	2.13

■年金日本債券マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	62.23
社債券	日本	32.74
	アメリカ	0.70
特殊債券	日本	2.16
地方債証券	日本	0.46
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.72
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	484 2年国債	1.400	2028/05/01	15.07
日本	国債証券	483 2年国債	1.400	2028/04/01	8.78
日本	国債証券	480 2年国債	1.100	2028/01/01	3.50
日本	国債証券	195 20年国債	3.200	2045/12/20	2.74
日本	国債証券	183 5年国債	1.600	2030/12/20	2.27
日本	国債証券	371 10年国債	0.400	2033/06/20	1.72
日本	国債証券	90 30年国債	3.700	2056/03/20	1.34
日本	国債証券	181 5年国債	1.300	2030/09/20	1.31
日本	国債証券	381 10年国債	2.100	2035/12/20	1.26
日本	国債証券	478 2年国債	1.000	2027/11/01	1.18

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

■インターナショナル株式マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	57.82
	オランダ	7.47
	台湾	6.81
	イギリス	3.90
	韓国	3.82
	ドイツ	2.99
	ケイマン諸島	2.65
	その他	11.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.69
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	4.39
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	3.85
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.24
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	3.10
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	2.71
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	2.52
アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	2.40
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.28
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	1.95
台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.93

■インターナショナル債券マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	34.90
	フランス	8.18
	イギリス	4.83
	その他	25.42
社債券	アメリカ	4.86
	その他	12.53
特殊債券	国際機関・その他	2.85
地方債証券	カナダ	0.32
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		6.10
合計(純資産総額)		100.00

※債券先物取引の買建て 16.03%
債券先物取引の売建て △10.31%

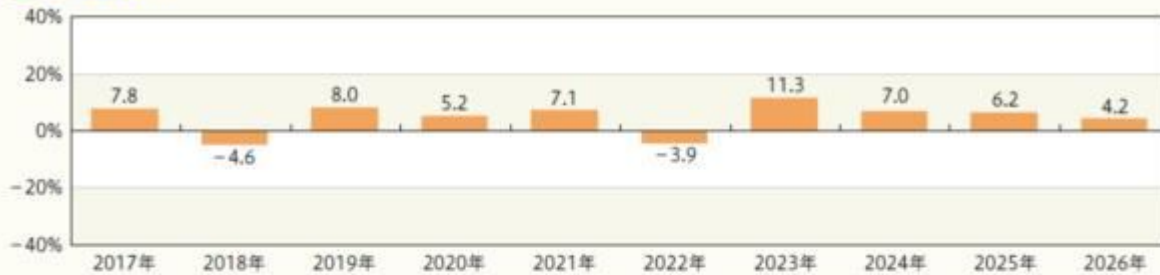
主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B	2.125	2029/04/15	14.84
アメリカ	国債証券	TREASURY BILL	0.000	2026/06/11	7.98
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	2.750	2029/02/25	3.95
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.125	2032/02/29	2.96
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.500	2027/10/31	2.57
チェコ	国債証券	CZECH REPUBLIC	6.200	2031/06/16	2.19
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3.550	2033/10/31	2.14
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	3.000	2034/11/25	1.98
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	0.000	2031/11/25	1.91
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	1.550	2030/07/25	1.77

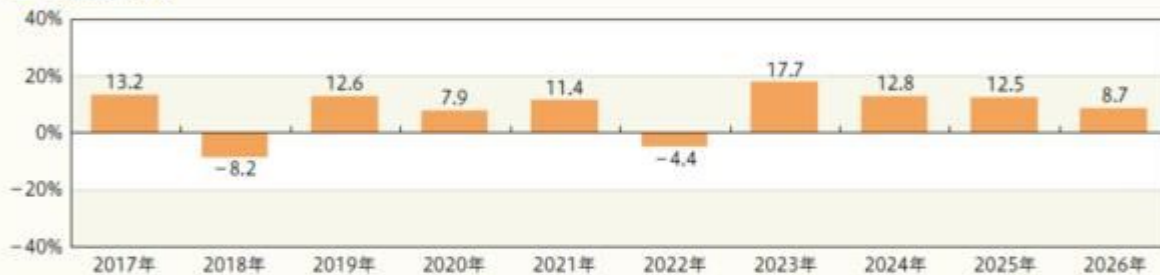
※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移（暦年ベース）

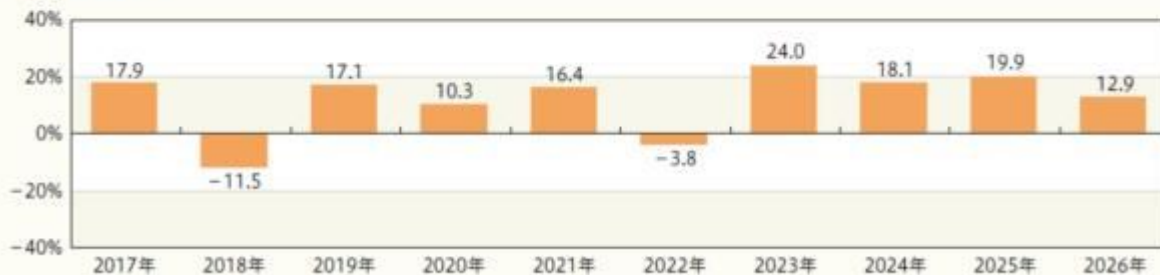
■年金設計30



■年金設計50



■年金設計70



※収益率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2026年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかか

る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

- (二) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

ありません。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象の評価方法>

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券、債券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「年金設計30」は「大住DC30」、「年金設計50」は「大住DC50」、「年金設計70」は「大住DC70」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(2)【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2001年9月21日から下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（４）【計算期間】

毎年11月20日から翌年11月19日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について

保証するものではありません。

- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払われます。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払われます。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更

- （イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- （ロ）委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- （ハ）上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （ニ）上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、（イ）の信託約款の変更をしません。
- （ホ）委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 投資顧問会社（運用の委託先）との契約の更改等

委託会社と投資顧問会社との間の運用委託契約には期限の定めがありません。投資一任契約の内容は、必要に応じて、委託会社と投資顧問会社との合意により変更されることがあります。

ト 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が

譲渡・承継されることがあります。

チ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

リ 運用報告書（運用状況に係る情報）

委託会社は毎決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大

な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期（2024年11月20日から2025年11月19日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第23期 (2024年11月19日現在)	第24期 (2025年11月19日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	9,960	5,781
コール・ローン	2,560,458	829,130
親投資信託受益証券	4,382,503,336	4,551,618,156
未収入金	22,011,360	28,429,449
流動資産合計	4,407,085,114	4,580,882,516
資産合計	4,407,085,114	4,580,882,516
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,595,314	6,023,303
未払受託者報酬	1,933,145	1,982,386
未払委託者報酬	19,815,254	20,319,828
その他未払費用	215,636	218,483
流動負債合計	24,559,349	28,544,000
負債合計	24,559,349	28,544,000
純資産の部		
元本等		
元本	1,998,334,749	1,942,542,134
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,384,191,016	2,609,796,382
（分配準備積立金）	1,212,327,138	1,376,327,332
元本等合計	4,382,525,765	4,552,338,516
純資産合計	4,382,525,765	4,552,338,516
負債純資産合計	4,407,085,114	4,580,882,516

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期 自 2023年11月21日 至 2024年11月19日	第24期 自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
営業収益		
受取利息	1,321	7,431
有価証券売買等損益	274,053,483	339,820,089
その他収益	-	5
営業収益合計	274,054,804	339,827,525
営業費用		
支払利息	111	-
受託者報酬	3,836,651	3,887,566
委託者報酬	39,326,629	39,848,277
その他費用	215,636	218,483
営業費用合計	43,379,027	43,954,326
営業利益又は営業損失（△）	230,675,777	295,873,199
経常利益又は経常損失（△）	230,675,777	295,873,199
当期純利益又は当期純損失（△）	230,675,777	295,873,199
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	16,986,477	8,578,310
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,221,998,464	2,384,191,016
剰余金増加額又は欠損金減少額	196,806,347	191,798,067
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	196,806,347	191,798,067
剰余金減少額又は欠損金増加額	248,303,095	253,487,590
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	248,303,095	253,487,590
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,384,191,016	2,609,796,382

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第24期 自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第23期 (2024年11月19日現在)	第24期 (2025年11月19日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,998,334,749口	1,942,542,134口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.1931円 (1万口当たりの純資産額21,931円)	1口当たり純資産額 2.3435円 (1万口当たりの純資産額23,435円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第23期 自 2023年11月21日 至 2024年11月19日	第24期 自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
1. 委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 2,805,784円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 2,693,714円

2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,193円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（213,687,633円）、収益調整金（1,171,863,878円）、および分配準備積立金（998,638,312円）より、分配対象収益は2,384,191,016円（1万口当たり11,930.89円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,380円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（287,287,509円）、収益調整金（1,233,469,050円）、および分配準備積立金（1,089,032,443円）より、分配対象収益は2,609,796,382円（1万口当たり13,434.95円）であります。分配を行っておりません。
-------------	---	---

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第24期 自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第24期 (2025年11月19日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第23期（自 2023年11月21日 至 2024年11月19日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	219,250,562円
合計	219,250,562円

第24期（自 2024年11月20日 至 2025年11月19日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	266,443,643円
合計	266,443,643円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第24期 自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第23期 (2024年11月19日現在)	第24期 (2025年11月19日現在)
期首元本額	2,059,396,382円	1,998,334,749円
期中追加設定元本額	168,467,579円	156,606,196円
期中一部解約元本額	229,529,212円	212,398,811円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	インターナショナル債券マザーファンド	124,574,279	470,006,297	
	年金日本株式マザーファンド	155,541,083	1,168,269,074	
	年金日本債券マザーファンド	2,320,434,077	2,676,852,751	
	インターナショナル株式マザーファンド	15,576,078	236,490,034	
	親投資信託受益証券 小計		4,551,618,156	
合 計			4,551,618,156	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第23期 (2024年11月19日現在)	第24期 (2025年11月19日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	6,445	24,775
コール・ローン	1,656,775	3,553,022
親投資信託受益証券	10,685,186,541	11,730,977,555
未収入金	69,737,644	71,374,786
流動資産合計	10,756,587,405	11,805,930,138
資産合計	10,756,587,405	11,805,930,138
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,270,927	4,650,398
未払受託者報酬	4,689,443	4,996,535
未払委託者報酬	59,790,916	63,706,320
その他未払費用	522,512	542,957
流動負債合計	70,273,798	73,896,210
負債合計	70,273,798	73,896,210
純資産の部		
元本等		
元本	3,332,442,957	3,253,405,346
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,353,870,650	8,478,628,582
（分配準備積立金）	4,472,258,390	5,363,896,721
元本等合計	10,686,313,607	11,732,033,928
純資産合計	10,686,313,607	11,732,033,928
負債純資産合計	10,756,587,405	11,805,930,138

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期 自 2023年11月21日 至 2024年11月19日	第24期 自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
営業収益		
受取利息	3,131	17,112
有価証券売買等損益	1,155,812,311	1,446,172,478
営業収益合計	1,155,815,442	1,446,189,590
営業費用		
支払利息	352	-
受託者報酬	9,292,335	9,655,924
委託者報酬	118,478,406	123,114,047
その他費用	522,520	542,957
営業費用合計	128,293,613	133,312,928
営業利益又は営業損失（△）	1,027,521,829	1,312,876,662
経常利益又は経常損失（△）	1,027,521,829	1,312,876,662
当期純利益又は当期純損失（△）	1,027,521,829	1,312,876,662
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	74,323,352	35,187,440
期首剰余金又は期首欠損金（△）	6,650,694,931	7,353,870,650
剰余金増加額又は欠損金減少額	453,665,990	507,162,411
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	453,665,990	507,162,411
剰余金減少額又は欠損金増加額	703,688,748	660,093,701
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	703,688,748	660,093,701
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,353,870,650	8,478,628,582

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第24期
	自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第23期 (2024年11月19日現在)	第24期 (2025年11月19日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	3,332,442,957口	3,253,405,346口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.2068円 (1万口当たりの純資産額32,068円)	1口当たり純資産額 3.6061円 (1万口当たりの純資産額36,061円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第23期 自 2023年11月21日 至 2024年11月19日	第24期 自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
1. 委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 12,095,610円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 12,412,954円

2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,743円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（953,194,467円）、収益調整金（2,881,612,260円）、および分配準備積立金（3,519,061,180円）より、分配対象収益は7,353,870,650円（1万口当たり22,067.51円）であります、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（17,057円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,277,672,165円）、収益調整金（3,114,731,861円）、および分配準備積立金（4,086,207,499円）より、分配対象収益は8,478,628,582円（1万口当たり26,060.78円）であります、分配を行っておりません。
-------------	---	--

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第24期 自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第24期 (2025年11月19日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第23期（自 2023年11月21日 至 2024年11月19日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	976,258,780円
合計	976,258,780円

第24期（自 2024年11月20日 至 2025年11月19日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,278,569,204円
合計	1,278,569,204円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第24期 自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第23期 (2024年11月19日現在)	第24期 (2025年11月19日現在)
期首元本額	3,487,028,009円	3,332,442,957円
期中追加設定元本額	213,446,383円	219,871,337円
期中一部解約元本額	368,031,435円	298,908,948円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	インターナショナル債券マザーファンド	314,025,286	1,184,786,001	
	年金日本株式マザーファンド	558,568,892	4,195,410,947	
	年金日本債券マザーファンド	3,887,798,936	4,484,964,852	
	インターナショナル株式マザーファンド	122,889,287	1,865,815,755	
	親投資信託受益証券 小計		11,730,977,555	
合 計			11,730,977,555	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第23期 (2024年11月19日現在)	第24期 (2025年11月19日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	17,338	40,961
コール・ローン	4,457,051	5,874,311
親投資信託受益証券	12,064,810,365	14,000,339,248
未収入金	86,657,279	97,862,703
流動資産合計	12,155,942,033	14,104,117,223
資産合計	12,155,942,033	14,104,117,223
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,087,342	11,879,035
未払受託者報酬	5,269,435	5,811,875
未払委託者報酬	80,359,815	88,631,745
その他未払費用	578,672	621,676
流動負債合計	89,295,264	106,944,331
負債合計	89,295,264	106,944,331
純資産の部		
元本等		
元本	2,602,217,408	2,529,601,110
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,464,429,361	11,467,571,782
（分配準備積立金）	5,399,531,799	6,982,264,485
元本等合計	12,066,646,769	13,997,172,892
純資産合計	12,066,646,769	13,997,172,892
負債純資産合計	12,155,942,033	14,104,117,223

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期 自 2023年11月21日 至 2024年11月19日	第24期 自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
営業収益		
受取利息	4,963	27,690
有価証券売買等損益	1,708,545,411	2,466,778,589
営業収益合計	1,708,550,374	2,466,806,279
営業費用		
支払利息	424	-
受託者報酬	10,290,566	11,055,213
委託者報酬	156,932,606	168,593,468
その他費用	578,685	621,676
営業費用合計	167,802,281	180,270,357
営業利益又は営業損失（△）	1,540,748,093	2,286,535,922
経常利益又は経常損失（△）	1,540,748,093	2,286,535,922
当期純利益又は当期純損失（△）	1,540,748,093	2,286,535,922
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	121,551,643	78,571,091
期首剰余金又は期首欠損金（△）	8,068,150,994	9,464,429,361
剰余金増加額又は欠損金減少額	912,134,054	945,828,919
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	912,134,054	945,828,919
剰余金減少額又は欠損金増加額	935,052,137	1,150,651,329
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	935,052,137	1,150,651,329
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,464,429,361	11,467,571,782

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第24期
	自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第23期 (2024年11月19日現在)	第24期 (2025年11月19日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	2,602,217,408口	2,529,601,110口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 4.6371円 (1万口当たりの純資産額46,371円)	1口当たり純資産額 5.5334円 (1万口当たりの純資産額55,334円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第23期 自 2023年11月21日 至 2024年11月19日	第24期 自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
1. 委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 16,421,074円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 17,267,182円

2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,455円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,419,189,939円）、収益調整金（4,064,897,562円）、および分配準備積立金（3,980,337,405円）より、分配対象収益は9,464,429,361円（1万口当たり36,370.63円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（27,443円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（2,207,937,388円）、収益調整金（4,485,307,297円）、および分配準備積立金（4,774,299,654円）より、分配対象収益は11,467,571,782円（1万口当たり45,333.52円）であります。分配を行っておりません。
-------------	---	---

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第24期 自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第24期 (2025年11月19日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第23期（自 2023年11月21日 至 2024年11月19日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,482,302,023円
合計	1,482,302,023円

第24期（自 2024年11月20日 至 2025年11月19日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,260,162,268円
合計	2,260,162,268円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第24期 自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第23期 (2024年11月19日現在)	第24期 (2025年11月19日現在)
期首元本額	2,644,801,149円	2,602,217,408円
期中追加設定元本額	262,304,104円	243,339,639円
期中一部解約元本額	304,887,845円	315,955,937円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	インターナショナル債券マザーファンド	371,372,239	1,401,150,320	
	年金日本株式マザーファンド	943,664,796	7,087,866,282	
	年金日本債券マザーファンド	2,262,328,437	2,609,822,084	
	インターナショナル株式マザーファンド	191,103,186	2,901,500,562	
	親投資信託受益証券 小計		14,000,339,248	
合 計			14,000,339,248	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「大和住銀DC年金設計ファンド30」、「大和住銀DC年金設計ファンド50」および「大和住銀DC年金設計ファンド70」は、「年金日本株式マザーファンド」、「年金日本債券マザーファンド」、「インターナショナル株式マザーファンド」および「インターナショナル債券マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

年金日本株式マザーファンド
(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年11月19日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	11,917,194
コール・ローン	1,709,076,689
株式	210,335,743,100
未収配当金	2,129,995,070
流動資産合計	214,186,732,053
資産合計	214,186,732,053
負債の部	
流動負債	
未払解約金	450,811,006
流動負債合計	450,811,006
負債合計	450,811,006
純資産の部	
元本等	
元本	28,456,261,069
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	185,279,659,978
元本等合計	213,735,921,047
純資産合計	213,735,921,047
負債純資産合計	214,186,732,053

(2) 注記表
(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。

	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
--	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2025年11月19日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	28,456,261,069口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 7.5110円 (1万口当たりの純資産額75,110円)

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年11月19日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2025年11月19日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	26,422,944,249円
同期中における追加設定元本額	4,287,468,249円
同期中における一部解約元本額	2,254,151,429円
2025年11月19日現在の元本の内訳	
大和住銀DC日本株式ファンド	7,234,278,784円
大和住銀DC年金設計ファンド30	155,541,083円
大和住銀DC年金設計ファンド50	558,568,892円
大和住銀DC年金設計ファンド70	943,664,796円
大和住銀DC国内株式ファンド	14,078,207,673円
大和住銀年金専用日本株式F－1（適格機関投資家限定）	4,931,139,150円
大和住銀日本株式ファンドVA（適格機関投資家限定）	492,650,965円
大和住銀年金設計ファンド30VA（適格機関投資家専用）	475,352円
大和住銀年金設計ファンド50VA（適格機関投資家専用）	4,842,608円
大和住銀年金設計ファンド70VA（適格機関投資家専用）	2,768,202円
大和住銀バランスファンド60（適格機関投資家限定）	53,825,452円
大和住銀世界資産バランスVA（適格機関投資家限定）	298,112円
合 計	28,456,261,069円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

（単位：円）

銘 柄	株 数	評価額		備考
		単価	金額	
INPEX	1,089,900	3,075.000	3,351,442,500	
大林組	1,075,700	2,903.500	3,123,294,950	
長谷工コーポレーション	1,179,800	2,849.500	3,361,840,100	
住友林業	687,100	1,539.500	1,057,790,450	
積水ハウス	786,200	3,312.000	2,603,894,400	
クラフティア	391,600	7,461.000	2,921,727,600	
日清オイリオグループ	221,300	5,160.000	1,141,908,000	
ニチレイ	1,252,100	1,888.500	2,364,590,850	
東洋水産	371,800	10,665.000	3,965,247,000	
セーレン	641,600	3,005.000	1,928,008,000	
王子ホールディングス	1,410,200	788.000	1,111,237,600	
レゾナック・ホールディングス	411,800	5,746.000	2,366,202,800	
トクヤマ	117,700	3,771.000	443,846,700	

信越化学工業	382,300	4,431.000	1,693,971,300
ダイセル	1,442,100	1,244.500	1,794,693,450
ADEKA	513,800	3,490.000	1,793,162,000
ENEOSホールディングス	193,100	1,013.500	195,706,850
横浜ゴム	306,600	5,683.000	1,742,407,800
太平洋セメント	138,900	3,653.000	507,401,700
日本製鉄	603,200	609.800	367,831,360
大和工業	184,500	9,710.000	1,791,495,000
三井金属	178,500	19,400.000	3,462,900,000
住友電気工業	1,098,300	5,942.000	6,526,098,600
三和ホールディングス	870,700	3,848.000	3,350,453,600
DMG森精機	734,400	2,608.500	1,915,682,400
小松製作所	686,900	4,963.000	3,409,084,700
CKD	262,800	2,520.000	662,256,000
THK	466,100	3,777.000	1,760,459,700
ブラザー工業	302,800	2,910.500	881,299,400
日立製作所	1,130,100	4,700.000	5,311,470,000
富士電機	558,100	10,610.000	5,921,441,000
日本電気	1,179,700	5,759.000	6,793,892,300
富士通	866,700	3,990.000	3,458,133,000
ソニーグループ	1,919,700	4,332.000	8,316,140,400
TDK	2,178,100	2,393.000	5,212,193,300
堀場製作所	57,700	13,775.000	794,817,500
村田製作所	283,400	3,024.000	857,001,600
東京エレクトロン	114,600	30,860.000	3,536,556,000
トヨタ自動車	2,216,300	3,037.000	6,730,903,100
アイシン	425,600	2,674.000	1,138,054,400
本田技研工業	1,749,000	1,513.000	2,646,237,000
スズキ	2,439,000	2,272.000	5,541,408,000
理研計器	235,200	3,065.000	720,888,000
バンダイナムコホールディングス	409,100	4,431.000	1,812,722,100
美津濃	375,700	2,754.000	1,034,677,800
中部電力	356,000	2,309.500	822,182,000
東北電力	905,700	1,087.000	984,495,900
九州電力	979,900	1,594.500	1,562,450,550
小田急電鉄	246,300	1,687.000	415,508,100
東海旅客鉄道	590,600	4,090.000	2,415,554,000
日本航空	369,200	2,883.500	1,064,588,200
東映アニメーション	71,300	2,760.000	196,788,000
BIPROGY	843,500	5,894.000	4,971,589,000
NTT	33,861,700	152.500	5,163,909,250
東映	418,900	5,510.000	2,308,139,000
ソフトバンクグループ	429,500	18,825.000	8,085,337,500
双日	688,900	4,310.000	2,969,159,000
ハピネット	285,500	6,120.000	1,747,260,000
丸紅	1,140,300	3,761.000	4,288,668,300
豊田通商	698,900	4,692.000	3,279,238,800
兼松	119,400	3,191.000	381,005,400

住友商事	67,700	4,680.000	316,836,000	
パルグループホールディングス	74,400	2,101.000	156,314,400	
セブン&アイ・ホールディングス	104,000	2,075.000	215,800,000	
イズミ	98,500	2,895.000	285,157,500	
めぶきフィナンシャルグループ	1,935,200	938.200	1,815,604,640	
ゆうちょ銀行	681,900	1,722.000	1,174,231,800	
西日本フィナンシャルホールディングス	928,900	2,747.500	2,552,152,750	
C C I グループ	3,122,000	625.000	1,951,250,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,925,700	2,340.000	9,186,138,000	
群馬銀行	1,473,500	1,586.500	2,337,707,750	
七十七銀行	333,100	6,701.000	2,232,103,100	
ふくおかフィナンシャルグループ	23,800	4,492.000	106,909,600	
みずほフィナンシャルグループ	1,768,300	5,033.000	8,899,853,900	
野村ホールディングス	3,603,100	1,070.500	3,857,118,550	
かんぽ生命保険	943,600	4,154.000	3,919,714,400	
SOMPOホールディングス	551,200	4,483.000	2,471,029,600	
東京海上ホールディングス	357,900	5,811.000	2,079,756,900	
東京建物	1,146,300	3,247.000	3,722,036,100	
ベルシステム24ホールディングス	731,800	1,336.000	977,684,800	
合 計	98,016,300		210,335,743,100	

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

年金日本債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年11月19日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	38,030,793
コール・ローン	5,454,097,652
国債証券	71,816,174,690
地方債証券	545,962,900
特殊債券	790,772,696
社債券	42,406,924,330
派生商品評価勘定	2,756,880
未収入金	8,424,770,400
未収利息	348,590,256
前払金	18,510,000
前払費用	68,839,607
差入委託証拠金	41,224,058
流動資産合計	129,956,654,262
資産合計	129,956,654,262
負債の部	

流動負債	
派生商品評価勘定	21,657,740
未払金	4,587,287,300
未払解約金	69,638,375
流動負債合計	4,678,583,415
負債合計	4,678,583,415
純資産の部	
元本等	
元本	108,598,938,047
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	16,679,132,800
元本等合計	125,278,070,847
純資産合計	125,278,070,847
負債純資産合計	129,956,654,262

(2) 注記表
(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025年11月19日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	108,598,938,047口

2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1,1536円 (1万口当たりの純資産額11,536円)
----------------	---

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年11月19日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2025年11月19日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	債券先物取引 買建				
	長国 先 0712月	8,019,890,860	-	8,000,990,000	△18,900,860
	小計	8,019,890,860	-	8,000,990,000	△18,900,860
合 計		8,019,890,860	-	8,000,990,000	△18,900,860

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025年11月19日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	88,555,539,171円
同期中における追加設定元本額	25,951,691,590円
同期中における一部解約元本額	5,908,292,714円
2025年11月19日現在の元本の内訳	
大和住銀DC日本債券ファンド	378,819,011円
大和住銀DC年金設計ファンド30	2,320,434,077円
大和住銀DC年金設計ファンド50	3,887,798,936円
大和住銀DC年金設計ファンド70	2,262,328,437円
大和住銀年金専用日本債券F-1（適格機関投資家限定）	14,533,772,952円
大和住銀日本債券ファンドVA（適格機関投資家限定）	659,305,343円
大和住銀年金設計ファンド30VA（適格機関投資家専用）	6,259,120円
大和住銀年金設計ファンド50VA（適格機関投資家専用）	33,206,605円
大和住銀年金設計ファンド70VA（適格機関投資家専用）	6,367,116円
大和住銀バランスファンド60（適格機関投資家限定）	244,837,429円
大和住銀世界資産バランスVA（適格機関投資家限定）	1,036,880円
SMDAM日本債券ファンド（適格機関投資家専用）	84,264,772,141円
合 計	108,598,938,047円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	4 7 3 2 年国債	540,000,000	539,589,600	
	4 7 4 2 年国債	4,550,000,000	4,538,033,500	
	4 7 6 2 年国債	5,260,000,000	5,260,420,800	
	4 7 7 2 年国債	8,240,000,000	8,253,513,600	
	4 7 8 2 年国債	2,420,000,000	2,423,460,600	
	1 7 8 5 年国債	1,220,000,000	1,209,459,200	
	1 8 0 5 年国債	5,870,000,000	5,835,601,800	
	1 8 1 5 年国債	2,000,000,000	2,003,640,000	
	1 5 4 0 年国債	120,000,000	60,423,600	
	1 6 4 0 年国債	870,000,000	477,864,900	
	1 7 4 0 年国債	850,000,000	612,926,500	
	1 8 4 0 年国債	320,000,000	289,011,200	
	3 6 0 1 0 年国債	300,000,000	283,758,000	
	3 6 9 1 0 年国債	1,980,000,000	1,851,458,400	
	3 7 3 1 0 年国債	100,000,000	92,611,000	
	3 7 4 1 0 年国債	500,000,000	468,875,000	
	3 7 9 1 0 年国債	3,820,000,000	3,741,613,600	
	3 8 0 1 0 年国債	1,370,000,000	1,362,533,500	
	2 2 3 0 年国債	290,000,000	308,620,900	
	3 9 3 0 年国債	60,000,000	54,019,800	
	4 6 3 0 年国債	130,000,000	105,625,000	
	4 7 3 0 年国債	230,000,000	189,345,200	
	4 9 3 0 年国債	20,000,000	15,694,600	
	5 1 3 0 年国債	450,000,000	272,349,000	
	5 5 3 0 年国債	600,000,000	397,164,000	
	5 8 3 0 年国債	740,000,000	478,476,600	
	5 9 3 0 年国債	300,000,000	187,548,000	
	6 0 3 0 年国債	1,030,000,000	672,219,200	
	6 4 3 0 年国債	1,000,000,000	549,680,000	
	6 7 3 0 年国債	1,650,000,000	934,395,000	
	6 9 3 0 年国債	720,000,000	410,932,800	
	7 0 3 0 年国債	1,170,000,000	660,933,000	
	7 4 3 0 年国債	300,000,000	179,298,000	
	7 5 3 0 年国債	100,000,000	64,715,000	
	7 6 3 0 年国債	435,000,000	288,065,700	
	7 7 3 0 年国債	200,000,000	139,046,000	
	7 8 3 0 年国債	975,000,000	641,501,250	
	8 0 3 0 年国債	500,000,000	362,770,000	
	8 1 3 0 年国債	410,000,000	281,530,600	

	8 2	3 0年国債	1,420,000,000	1,025,552,400	
	8 3	3 0年国債	1,330,000,000	1,056,538,700	
	8 4	3 0年国債	80,000,000	61,970,400	
	8 5	3 0年国債	200,000,000	162,138,000	
	8 6	3 0年国債	330,000,000	273,698,700	
	8 7	3 0年国債	180,000,000	162,750,600	
	8 8	3 0年国債	1,580,000,000	1,546,930,600	
	1 6 0	2 0年国債	360,000,000	314,737,200	
	1 6 1	2 0年国債	580,000,000	498,022,800	
	1 6 4	2 0年国債	1,000,000,000	830,690,000	
	1 6 6	2 0年国債	1,050,000,000	882,661,500	
	1 6 7	2 0年国債	1,200,000,000	974,448,000	
	1 6 8	2 0年国債	1,630,000,000	1,294,904,600	
	1 6 9	2 0年国債	1,350,000,000	1,047,816,000	
	1 7 0	2 0年国債	1,210,000,000	931,119,200	
	1 7 1	2 0年国債	900,000,000	686,619,000	
	1 7 2	2 0年国債	420,000,000	322,862,400	
	1 7 3	2 0年国債	920,000,000	701,187,200	
	1 7 5	2 0年国債	990,000,000	754,142,400	
	1 7 8	2 0年国債	1,430,000,000	1,063,362,300	
	1 7 9	2 0年国債	1,300,000,000	959,400,000	
	1 8 2	2 0年国債	320,000,000	256,732,800	
	1 8 3	2 0年国債	650,000,000	545,161,500	
	1 8 4	2 0年国債	195,000,000	154,607,700	
	1 8 5	2 0年国債	880,000,000	693,536,800	
	1 8 6	2 0年国債	1,230,000,000	1,032,437,400	
	1 8 7	2 0年国債	190,000,000	153,301,500	
	1 8 8	2 0年国債	1,200,000,000	1,013,304,000	
	1 8 9	2 0年国債	950,000,000	839,344,000	
	1 9 0	2 0年国債	139,000,000	120,229,440	
	1 9 1	2 0年国債	210,000,000	187,126,800	
	1 9 2	2 0年国債	110,000,000	104,089,700	
	1 9 3	2 0年国債	170,000,000	162,931,400	
	1 9 4	2 0年国債	4,570,000,000	4,503,095,200	
		国債証券 小計		71,816,174,690	
地方債証券	7 6 3	東京都公債	200,000,000	198,504,200	
	1 9	東京都3 0年	100,000,000	56,454,400	
	4 9 8	名古屋市債	200,000,000	198,485,000	
	2 0 2 2－5	福岡市公	100,000,000	92,519,300	
		地方債証券 小計		545,962,900	
特殊債券	1 3 8	住宅機構RMBS	65,505,000	55,777,507	
	1 5 3	住宅機構RMBS	147,136,000	121,784,467	
	1 6 0	住宅機構RMBS	76,522,000	63,199,519	
	1 6 1	住宅機構RMBS	75,778,000	62,486,538	
	1 6 2	住宅機構RMBS	77,013,000	63,466,413	

社債券	1 6 4 住宅機構RMBS	78,630,000	64,460,874	
	1 7 0 住宅機構RMBS	78,833,000	64,784,959	
	1 8 9 住宅機構RMBS	86,653,000	74,660,224	
	1 9 1 住宅機構RMBS	257,007,000	220,152,195	
	特殊債券 小計		790,772,696	
	1 0 3 東日本高速道	200,000,000	196,687,400	
	9 9 中日本高速道	100,000,000	98,433,900	
	1 0 6 西日本高速道	100,000,000	99,598,100	
	6 5 西日本高速道	200,000,000	198,265,600	
	4 2 大成建設	100,000,000	99,281,800	
	3 6 清水建設	600,000,000	586,476,000	
	1 6 長谷工コーポ	100,000,000	98,074,900	
	1 8 長谷工コーポ	100,000,000	98,320,900	
	1 9 長谷工コーポ	100,000,000	98,236,300	
	5 0 鹿島建設	300,000,000	289,497,000	
	1 4 西松建設	200,000,000	195,505,600	
	1 5 西松建設	300,000,000	293,876,400	
	1 6 西松建設	400,000,000	398,669,200	
	4 大和ハウス劣FR	400,000,000	388,447,200	
	2 積水ハウス劣後FR	400,000,000	396,272,800	
	1 住友生命4劣ローン	400,000,000	396,520,400	
	2 1 アサヒグループHD	100,000,000	97,432,200	
	2 8 キリンホールディングス	100,000,000	99,466,100	
	3 2 味の素	100,000,000	93,017,200	
	1 8 野村不動産HD	200,000,000	195,659,200	
	2 9 東急不動産HD	100,000,000	97,782,500	
	3 東急不動産劣FR	100,000,000	100,319,900	
	2 6 旭化成	100,000,000	99,331,100	
	3 2 レンゴー	300,000,000	282,924,000	
	3 4 レンゴー	200,000,000	196,904,000	
	3 5 レンゴー	300,000,000	293,990,100	
	6 日本酸素HD	200,000,000	197,762,800	
	1 全共連4劣後ローン	200,000,000	199,400,000	
	1 4 野村総合研究所	200,000,000	188,570,800	
	2 武田薬品劣後FR	1,000,000,000	991,496,000	
	1 0 テルモ	100,000,000	99,199,900	
	9 第一三共	400,000,000	400,977,600	
	1 0 第一三共	100,000,000	99,477,500	
	2 3 オリエンタルランド	200,000,000	192,463,000	
	2 6 オリエンタルランド	500,000,000	501,197,500	
	2 5 富士フイルムホールデイ	100,000,000	99,094,600	
	6 日本製鉄劣後FR	500,000,000	475,002,000	
	1 6 クボタ	100,000,000	98,122,500	
	3 4 ダイキン工業	300,000,000	297,541,500	
	3 5 ダイキン工業	300,000,000	295,359,600	

2 3	日立製作所	400,000,000	377,098,400	
3 8	ソニーG	100,000,000	98,592,700	
4 1	ソニーG	100,000,000	92,948,600	
4 2	ソニーG	100,000,000	99,012,400	
4 3	ソニーG	600,000,000	583,072,800	
4 5	三菱重工業	300,000,000	282,942,000	
9 5	クレディセゾン	200,000,000	195,266,600	
2 6	イオン	200,000,000	195,776,800	
1 0	三菱UFJFG FR	200,000,000	198,396,200	
2 1	三菱UFJFG劣FR	400,000,000	397,516,400	
2 3	三菱UFJFG劣FR	300,000,000	298,056,000	
2 7	三菱UFJFG劣FR	600,000,000	599,166,600	
9	三井住友トラ劣FR	200,000,000	199,717,800	
2 2	三井住友FG劣FR	700,000,000	699,990,900	
1 5	三井住友FG劣FR	400,000,000	396,855,200	
1 7	三井住友FG劣FR	100,000,000	99,547,800	
1 7	みずほFG劣後FR	900,000,000	895,060,800	
2 3	みずほFG劣後FR	200,000,000	198,767,000	
4 0	芙蓉総合リース	300,000,000	292,668,600	
4 1	芙蓉総合リース	400,000,000	390,956,800	
2 3	みずほリース	400,000,000	390,183,600	
1 7	みずほリース	300,000,000	296,360,700	
2 6	NTTファイナンス	300,000,000	274,765,500	
3 0	NTTファイナンス	500,000,000	469,180,500	
3 8	NTTファイナンス	600,000,000	561,081,600	
4 1	NTTファイナンス	300,000,000	295,953,300	
3 4	東京センチュリー	100,000,000	96,944,600	
4	東京センチュリー劣FR	600,000,000	594,585,000	
1 1 5	トヨタファイナンス	1,200,000,000	1,196,526,000	
2 3	ポケットカード	200,000,000	197,943,000	
8 5	アコム	700,000,000	682,677,100	
8 7	アコム	500,000,000	491,165,000	
8 8	アコム	600,000,000	595,662,000	
3 9	オリエントコーポレーション	200,000,000	195,189,400	
4 1	大和証券G本社	100,000,000	98,340,100	
4 4	大和証券G本社	300,000,000	297,551,700	
3	大和証券G 劣FR	600,000,000	602,020,800	
1	SOMPOHD	400,000,000	391,654,800	
4	損保ジャパン劣FR	500,000,000	495,265,500	
4	T&DHD	500,000,000	498,039,000	
8 2	三井不動産	200,000,000	195,488,600	
8 8	三井不動産	100,000,000	99,249,600	
8 9	三井不動産	100,000,000	99,404,600	
5	三菱地所劣後FR	100,000,000	99,891,500	
1 4 2	三菱地所	200,000,000	196,125,600	

1 4 3	三菱地所	200,000,000	186,134,800	
3 4	東京建物	100,000,000	91,026,500	
1 1 2	住友不動産	400,000,000	391,496,800	
1 1 5	住友不動産	700,000,000	684,779,200	
1 3 6	東武鉄道	200,000,000	198,055,600	
9 1	小田急電鉄	400,000,000	383,808,800	
6 4	京成電鉄	100,000,000	98,630,800	
6 8	阪急阪神HLDG	500,000,000	487,981,500	
5 3	南海電気鉄道	200,000,000	197,064,800	
7 1	名古屋鉄道	100,000,000	99,039,100	
4 3	日本郵船	100,000,000	99,449,500	
3 1	商船三井	800,000,000	795,985,600	
1 2	日本航空	200,000,000	182,394,600	
1 3	日本航空	900,000,000	831,099,600	
2 0	三菱倉庫	300,000,000	285,882,000	
2 1	三菱倉庫	300,000,000	276,470,400	
3 3	KDDI	400,000,000	392,837,600	
3 6	KDDI	200,000,000	199,578,000	
2 8	ソフトバンク	400,000,000	398,129,600	
5 6 7	関西電力	600,000,000	563,850,600	
5 7 7	関西電力	600,000,000	585,246,600	
4 4 8	中国電力	300,000,000	277,516,200	
4 6 3	中国電力	100,000,000	96,040,000	
4 6 5	中国電力	1,000,000,000	977,482,000	
4 6 8	中国電力	200,000,000	198,131,600	
3 4 5	北陸電力	500,000,000	442,450,500	
3 4 9	北陸電力	100,000,000	92,193,600	
1	東北電力劣後FR	500,000,000	499,716,500	
5 1 3	東北電力	111,000,000	105,997,230	
5 2 1	東北電力	200,000,000	190,293,800	
5 6 9	東北電力	700,000,000	668,235,400	
5 7 3	東北電力	200,000,000	197,487,400	
5 0 4	九州電力	100,000,000	92,403,600	
5 1 1	九州電力	100,000,000	99,293,100	
5 1 6	九州電力	100,000,000	92,505,400	
5 2 5	九州電力	600,000,000	544,175,400	
5 3 0	九州電力	200,000,000	188,914,800	
5 3 6	九州電力	400,000,000	397,039,600	
3 8 5	北海道電力	500,000,000	465,617,500	
3 9 1	北海道電力	300,000,000	289,329,300	
3 9 6	北海道電力	600,000,000	564,863,400	
3 4	沖縄電力	200,000,000	195,566,200	
8 4	電源開発	100,000,000	98,925,000	
8 7	電源開発	500,000,000	462,655,500	
9 3	電源開発	200,000,000	195,377,600	

4 9	東京電力ＰＧ	200,000,000	198,159,000	
6 1	東京電力ＰＧ	200,000,000	191,609,800	
7 2	東京電力ＰＧ	600,000,000	560,864,400	
7 5	東京電力ＰＧ	200,000,000	191,397,200	
8 3	東京電力ＰＧ	200,000,000	200,267,000	
5	東京電力ＲＰ	100,000,000	91,967,700	
6	東京電力ＲＰ	500,000,000	484,192,000	
	社債券 小計		42,406,924,330	
合 計			115,559,834,616	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

インターナショナル株式マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2025年11月19日現在）

資産の部

流動資産

預金	6,405,668,295
金銭信託	13,447,504
コール・ローン	1,928,542,549
株式	348,067,435,801
派生商品評価勘定	39,651
未収入金	2,370,145,793
未収配当金	221,931,722
流動資産合計	359,007,211,315

資産合計

359,007,211,315

負債の部

流動負債

派生商品評価勘定	6,932,853
未払金	2,067,803,696
未払解約金	1,195,024,442
流動負債合計	3,269,760,991

負債合計

3,269,760,991

純資産の部

元本等

元本	23,430,111,162
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	332,307,339,162

元本等合計 355,737,450,324

純資産合計

355,737,450,324

負債純資産合計

359,007,211,315

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025年11月19日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	23,430,111,162口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 15.1829円 (1万口当たりの純資産額151,829円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、投資証券を組み入れております。

	2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年11月19日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年11月19日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	175,407,882	-	175,219,121	△188,761
	イギリス・ポンド	159,755,966	-	159,666,356	△89,610
	ユーロ	72,512,416	-	72,543,288	30,872
	小計	407,676,264	-	407,428,765	△247,499
	売建				
	アメリカ・ドル	1,353,248,382	-	1,359,902,864	△6,654,482
	香港・ドル	175,407,882	-	175,399,103	8,779
	小計	1,528,656,264	-	1,535,301,967	△6,645,703
	合 計	1,936,332,528	-	1,942,730,732	△6,893,202

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2025年11月19日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	23,752,823,550円
同期中における追加設定元本額	2,441,058,659円
同期中における一部解約元本額	2,763,771,047円
2025年11月19日現在の元本の内訳	
大和住銀DC外国株式ファンド	7,743,831,214円
大和住銀DC年金設計ファンド30	15,576,078円
大和住銀DC年金設計ファンド50	122,889,287円
大和住銀DC年金設計ファンド70	191,103,186円
大和住銀DC海外株式アクティブファンド	13,650,032,031円
インターナショナル株式アクティブファンド（ラップ専用）	41,286,080円
大和住銀グローバルバランスファンドVA	509,237円
大和住銀／T．ロウ・プライス外国株式ファンドVA	377,096,330円
大和住銀グローバルバランスファンドSVA	23,002,035円
大和住銀外国株式ファンドMSVA（適格機関投資家限定）	35,815,060円
大和住銀年金設計ファンド30VA（適格機関投資家専用）	45,023円
大和住銀年金設計ファンド50VA（適格機関投資家専用）	1,050,645円
大和住銀年金設計ファンド70VA（適格機関投資家専用）	546,699円
大和住銀バランスファンド60（適格機関投資家限定）	13,852,413円
大和住銀世界資産バランスVA（適格機関投資家限定）	224,082円
インターナショナル株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	1,213,251,762円
合 計	23,430,111,162円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	CONOCOPHILLIPS	142,544	89.680	12,783,345.92	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	80,931	149.580	12,105,658.98	
	URANIUM ENERGY CORP	962,627	11.450	11,022,079.15	
	FRANCO-NEVADA CORP	72,739	195.310	14,206,654.09	
	SOUTHERN COPPER CORP	92,945	124.140	11,538,192.30	
	BOEING CO/THE	58,016	189.630	11,001,574.08	
	CATERPILLAR INC	56,396	546.880	30,841,844.48	
	GENERAL ELECTRIC	53,829	296.010	15,933,922.29	
	HOWMET AEROSPACE INC	62,732	201.220	12,622,933.04	

QUANTA SERVICES INC	29,003	439.290	12,740,727.87	
VERTIV HOLDINGS CO-A	183,005	164.860	30,170,204.30	
TESLA INC	32,565	401.250	13,066,706.25	
DOORDASH INC - A	70,631	212.080	14,979,422.48	
WINGSTOP INC	15,300	231.100	3,535,830.00	
AMAZON.COM INC	206,494	222.550	45,955,239.70	
CARVANA CO	45,009	317.220	14,277,754.98	
MERCADOLIBRE INC	10,709	2,058.810	22,047,796.29	
SEA LTD-ADR	95,484	147.260	14,060,973.84	
INTUITIVE SURGICAL INC	10,577	546.770	5,783,186.29	
ELI LILLY & CO	38,100	1,030.050	39,244,905.00	
NATERA INC	90,872	213.650	19,414,802.80	
REGENERON PHARMACEUTICALS	8,297	725.340	6,018,145.98	
REPLIGEN CORP	99,951	153.060	15,298,500.06	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	66,164	576.030	38,112,448.92	
BANK OF AMERICA CORP	834,386	51.640	43,087,693.04	
CITIGROUP INC	440,397	98.320	43,299,833.04	
BLOCK INC	146,918	57.640	8,468,353.52	
CME GROUP INC	159,229	279.280	44,469,475.12	
MASTERCARD INC - A	50,594	527.580	26,692,382.52	
ROBINHOOD MARKETS INC - A	57,401	114.300	6,560,934.30	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	127,595	109.630	13,988,239.85	
APPROVIN CORP-CLASS A	35,140	526.010	18,483,991.40	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	35,367	513.670	18,166,966.89	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	38,123	478.760	18,251,767.48	
DATADOG INC - CLASS A	181,205	176.460	31,975,434.30	
MICROSOFT CORP	185,555	493.790	91,625,203.45	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	78,747	167.330	13,176,735.51	
SHOPIFY INC - CLASS A	177,864	140.450	24,980,998.80	
SNOWFLAKE INC	80,584	254.510	20,509,433.84	
ZSCALER INC	61,235	293.110	17,948,590.85	
AMPHENOL CORP-CL A	101,066	132.440	13,385,181.04	
APPLE INC	319,856	267.440	85,542,288.64	
ARISTA NETWORKS INC	182,548	123.450	22,535,550.60	
CELESTICA INC	19,900	299.920	5,968,408.00	
CIENA CORP	72,749	187.000	13,604,063.00	
FABRINET	62,163	409.250	25,440,207.75	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	42,599	504.170	21,477,137.83	
ADVANCED MICRO DEVICES	155,873	230.290	35,895,993.17	
BROADCOM INC	178,590	340.500	60,809,895.00	
CREDO TECHNOLOGY GROUP HOLDI	83,561	139.560	11,661,773.16	
KLA CORP	11,200	1,123.090	12,578,608.00	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	7,900	856.960	6,769,984.00	
NVIDIA CORP	608,675	181.360	110,389,298.00	

	XCEL ENERGY INC	525,483	81.000	42,564,123.00	
	ALPHABET INC-CL A	340,910	284.280	96,913,894.80	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	41,312	597.690	24,691,769.28	
	NETFLIX INC	146,340	114.090	16,695,930.60	
	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	40,868	636.450	26,010,438.60	
アメリカ・ドル小計		8,216,853		1,501,383,427.47 (233,525,178,309)	
香港・ドル	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	1,200,300	154.600	185,566,380.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	471,100	623.500	293,730,850.00	
香港・ドル小計		1,671,400		479,297,230.00 (9,576,358,655)	
台湾・ドル	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	49,000	910.000	44,590,000.00	
	DELTA ELECTRONICS INC	931,000	898.000	836,038,000.00	
	HON HAI PRECISION INDUSTRY	4,894,000	230.000	1,125,620,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	1,418,000	1,405.000	1,992,290,000.00	
台湾・ドル小計		7,292,000		3,998,538,000.00 (19,921,516,024)	
イギリス・ポンド	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	1,304,607	10.735	14,004,956.14	
	UNILEVER PLC	1,241,548	44.710	55,509,611.08	
	BARCLAYS PLC	5,828,961	3.998	23,304,186.07	
	STANDARD CHARTERED PLC	1,195,675	15.625	18,682,421.87	
イギリス・ポンド小計		9,570,791		111,501,175.16 (22,794,185,238)	
スイス・フラン	UBS GROUP AG-REG	352,695	30.280	10,679,604.60	
スイス・フラン小計		352,695		10,679,604.60 (2,076,649,114)	
インド・ルピー	ICICI BANK LTD	722,252	1,373.400	991,940,896.80	
	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	493,726	2,093.100	1,033,417,890.60	
	BHARTI AIRTEL LTD	1,705,988	2,149.200	3,666,509,409.60	
インド・ルピー小計		2,921,966		5,691,868,197.00 (10,074,606,709)	
韓国・ウォン	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	501,017	97,800.000	48,999,462,600.00	
	SK HYNIX INC	78,165	570,000.000	44,554,050,000.00	
韓国・ウォン小計		579,182		93,553,512,600.00 (9,944,738,389)	
ユーロ	AIRBUS SE	78,473	204.150	16,020,262.95	
	PRYSMIAN SPA	132,694	81.040	10,753,521.76	
	RHEINMETALL AG	10,756	1,716.000	18,457,296.00	
	KERING	20,912	309.800	6,478,537.60	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	11,977	611.300	7,321,540.10	
	SARTORIUS AG-VORZUG	58,500	224.300	13,121,550.00	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	1,173,192	17.600	20,648,179.20	
	SOCIETE GENERALE SA	193,560	56.480	10,932,268.80	
	UNICREDIT SPA	218,839	62.780	13,738,712.42	

	ADYEN NV	28,046	1,316.200	36,914,145.20	
	INDRA SISTEMAS SA	136,702	49.160	6,720,270.32	
	ASM INTERNATIONAL NV	32,146	488.200	15,693,677.20	
	ASML HOLDING NV	23,855	865.600	20,648,888.00	
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	118,922	127.150	15,120,932.30	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	312,972	32.985	10,323,381.42	
ユーロ小計		2,551,546		222,893,163.27 (40,154,203,363)	
合 計		33,156,433		348,067,435,801 (348,067,435,801)	

（注）金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	58銘柄	65.6%	67.1%
香港・ドル	株式	2銘柄	2.7%	2.8%
台湾・ドル	株式	4銘柄	5.6%	5.7%
イギリス・ポンド	株式	4銘柄	6.4%	6.5%
スイス・フラン	株式	1銘柄	0.6%	0.6%
インド・ルピー	株式	3銘柄	2.8%	2.9%
韓国・ウォン	株式	2銘柄	2.8%	2.9%
ユーロ	株式	15銘柄	11.3%	11.5%

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

インターナショナル債券マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

(2025年11月19日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	111,380,885
金銭信託	1,262,596
コール・ローン	181,072,297
国債証券	6,740,418,960
地方債証券	28,411,278
特殊債券	366,702,304
社債券	1,240,484,599
派生商品評価勘定	35,517,323
未収入金	160,612,692
未収利息	61,414,258
前払費用	5,671,886
差入委託証拠金	46,568,662
流動資産合計	8,979,517,740

資産合計	8,979,517,740
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	24,384,409
未払金	252,920,680
未払解約金	56,410,835
流動負債合計	333,715,924
負債合計	333,715,924
純資産の部	
元本等	
元本	2,291,559,461
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	6,354,242,355
元本等合計	8,645,801,816
純資産合計	8,645,801,816
負債純資産合計	8,979,517,740

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券、コマーシャル・ペーパーは個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2025年11月19日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	2,291,559,461口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.7729円 (1万口当たりの純資産額37,729円)

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券、コマーシャル・ペーパーを組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年11月19日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2025年11月19日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	債券先物取引 買建				
	US 10YR NOTE (CBT) DEC25	87,479,102	-	87,709,978	230,876
	US 2YR NOTE(CBT) DEC25	485,667,568	-	485,959,206	291,638
	US LONG BOND(CBT) DEC25	142,280,716	-	145,235,475	2,954,759
	CAN 10YR BOND FUT DEC25	26,682,846	-	27,054,121	371,275
	AUST 10Y BOND FUT DEC25	45,904,710	-	45,446,766	△457,944
	LONG GILT FUTURE DEC25	169,716,805	-	169,875,197	158,392
	EURO-BTP FUTURE DEC25	236,373,014	-	239,304,054	2,931,040
	EURO-SCHATZ FUT DEC25	115,813,031	-	115,645,491	△167,540
	小計	1,309,917,792	-	1,316,230,288	6,312,496
	売建				
	US 5YR NOTE(CBT) DEC25	715,800,298	-	714,001,542	1,798,756
	AUST 3Y BOND FUTURE DEC25	65,018,760	-	64,484,932	533,828
	EURO-BOBL FUTURE DEC25	275,881,710	-	276,209,583	△327,873
	EURO-BUND FUTURE DEC25	184,430,364	-	185,496,852	△1,066,488
	小計	1,241,131,132	-	1,240,192,909	938,223
	合 計	2,551,048,924	-	2,556,423,197	7,250,719

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2)債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
	為替予約取引 買建				

市場取引以 外の取引	アメリカ・ドル	1,032,094,974	-	1,049,949,410	17,854,436
	カナダ・ドル	81,570,244	-	82,318,727	748,483
	オーストラリア・ドル	66,696,859	-	65,571,874	△1,124,985
	イギリス・ポンド	68,613,484	-	68,211,503	△401,981
	イスラエル・シェケル	31,652,072	-	32,767,498	1,115,426
	デンマーク・クローネ	18,085,491	-	17,934,586	△150,905
	ノルウェー・クローネ	13,658,505	-	13,486,071	△172,434
	スウェーデン・クローナ	91,892,296	-	91,749,891	△142,405
	オフショア・人民元	282,704,134	-	280,468,056	△2,236,078
	マレーシア・リンギット	42,739,987	-	45,225,202	2,485,215
	ポーランド・ズロチ	57,612,603	-	56,910,432	△702,171
	ユーロ	79,182,263	-	79,496,929	314,666
	小計	1,866,502,912	-	1,884,090,179	17,587,267
	売建				
	アメリカ・ドル	1,009,864,938	-	1,016,562,237	△6,697,299
	シンガポール・ドル	104,340,098	-	104,501,403	△161,305
	ニュージーランド・ドル	43,664,244	-	43,266,366	397,878
	イギリス・ポンド	11,735,820	-	11,779,295	△43,475
	スイス・フラン	85,220,550	-	86,992,145	△1,771,595
	メキシコ・ペソ	11,338,987	-	11,449,173	△110,186
	チェコ・コルナ	17,995,309	-	18,065,160	△69,851
	オフショア・人民元	4,763,738	-	4,766,450	△2,712
	ユーロ	415,317,927	-	420,564,453	△5,246,526
	小計	1,704,241,611	-	1,717,946,682	△13,705,071
	合 計	3,570,744,523	-	3,602,036,861	3,882,196

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年11月20日 至 2025年11月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2025年11月19日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,166,051,861円
同期中における追加設定元本額	333,919,022円
同期中における一部解約元本額	208,411,422円
2025年11月19日現在の元本の内訳	
大和住銀DC外国債券ファンド	1,439,423,107円
大和住銀DC年金設計ファンド30	124,574,279円
大和住銀DC年金設計ファンド50	314,025,286円
大和住銀DC年金設計ファンド70	371,372,239円
大和住銀／T. ロウ・プライス外国債券ファンドVA	10,711,129円
大和住銀年金設計ファンド30VA（適格機関投資家専用）	342,961円
大和住銀年金設計ファンド50VA（適格機関投資家専用）	2,723,712円
大和住銀年金設計ファンド70VA（適格機関投資家専用）	1,047,006円
大和住銀バランスファンド60（適格機関投資家限定）	26,431,121円
大和住銀世界資産バランスVA（適格機関投資家限定）	908,621円
合 計	2,291,559,461円

（3）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	B 0 01/15/26	1,125,000.00	1,118,250.00	
		B 0 12/11/25	1,200,000.00	1,197,168.00	
		POLAND 4.875 02/12/30	251,000.00	258,961.72	
		T 3.5 10/31/27	1,492,000.00	1,489,896.28	
		T 3.875 08/15/34	754,000.00	745,442.10	
		T 4.125 02/28/27	171,000.00	171,996.93	
		T 4.125 02/29/32	1,732,000.00	1,761,011.00	
		T 4.25 02/15/54	1,064,000.00	979,954.64	
		T 4.25 08/15/54	971,000.00	894,562.87	
		T 4.25 11/15/34	1,488,000.00	1,510,320.00	

	T 4.625 04/30/31	100,000.00	104,347.00	
	TII 2.125 04/15/29	7,886,000.00	8,490,983.58	
アメリカ・ドル小計		18,234,000.00	18,722,894.12 (2,912,158,951)	
カナダ・ドル	CAN 2.75 12/01/55	460,000.00	381,330.80	
	CAN 3.25 06/01/35	64,000.00	63,998.08	
	CAN 3.25 11/01/26	363,000.00	365,987.49	
カナダ・ドル小計		887,000.00	811,316.37 (90,185,928)	
シンガポール・ドル	SIGB 2.75 03/01/35	706,000.00	761,068.00	
	SIGB 3.25 06/01/54	326,000.00	412,631.24	
シンガポール・ドル小計		1,032,000.00	1,173,699.24 (140,233,585)	
ニュージーランド・ドル	NZGB 4.25 05/15/36	1,000,000.00	997,760.00	
	NZGB 5 05/15/54	756,000.00	751,161.60	
ニュージーランド・ドル小計		1,756,000.00	1,748,921.60 (153,607,784)	
イギリス・ポンド	UKT 3.5 01/22/45	511,000.00	404,809.09	
	UKT 4.25 12/07/55	579,000.00	483,939.78	
	UKT 4.375 07/31/54	879,000.00	751,791.12	
イギリス・ポンド小計		1,969,000.00	1,640,539.99 (335,375,590)	
スウェーデン・クローナ	SGB 1.75 11/11/33	670,000.00	633,391.20	
スウェーデン・クローナ小計		670,000.00	633,391.20 (10,393,950)	
メキシコ・ペソ	MBONO 7.5 05/26/33	6,297,000.00	5,909,986.38	
	MBONO 7.75 11/23/34	4,297,000.00	4,036,558.83	
メキシコ・ペソ小計		10,594,000.00	9,946,545.21 (84,328,800)	
チェコ・コルナ	CZGB 1.5 04/24/40	3,640,000.00	2,388,022.00	
チェコ・コルナ小計		3,640,000.00	2,388,022.00 (17,793,631)	
オフショア・人民元	CGB 1.55 07/25/30	6,880,000.00	6,880,137.60	
	CGB 1.78 09/15/32	4,000,000.00	4,021,480.00	
	CGB 2.15 08/25/55	3,550,000.00	3,555,786.50	
	HKINTL 3.3 06/07/33	3,690,000.00	4,011,620.40	
オフショア・人民元小計		18,120,000.00	18,469,024.50 (403,801,211)	
ユーロ	BGARIA 4.125 05/07/38	180,000.00	184,831.20	
	BGB 3.3 06/22/54	26,000.00	22,216.48	
	BTPS 3.15 11/15/31	90,000.00	91,251.00	

		BTPS 3.35 07/01/29	1,412,000.00	1,453,385.72	
		BTPS 3.45 03/01/48	174,000.00	157,433.46	
		BTPS 4.2 03/01/34	203,000.00	217,287.14	
		BTPS 4.5 10/01/53	100,000.00	103,431.00	
		CHILE 0.83 07/02/31	245,000.00	215,573.05	
		DBR 0 02/15/32	1,164,000.00	1,004,532.00	
		DBR 0.25 02/15/27	3,590,000.00	3,515,722.90	
		DBR 1.8 08/15/53	361,000.00	263,230.37	
		DBR 3.25 07/04/42	224,000.00	228,193.28	
		FRTR 0 11/25/31	1,288,000.00	1,085,848.40	
		FRTR 2.75 02/25/29	2,170,000.00	2,191,417.90	
		FRTR 3 11/25/34	648,000.00	631,644.48	
		LATVIA 3.875 05/22/29	100,000.00	104,522.00	
		LITHUN 3.5 02/13/34	110,000.00	111,289.20	
		NETHER 0.75 07/15/28	200,000.00	193,092.00	
		NETHER 5.5 01/15/28	230,000.00	246,514.00	
		OBL 2.4 10/19/28	383,000.00	386,492.96	
		RAGB 3.15 06/20/44	187,000.00	178,388.65	
		ROMANI 5.125 09/24/31	261,000.00	267,198.75	
		ROMANI 5.375 03/22/31	87,000.00	90,627.90	
		SLOREP 0.4875 10/20/50	36,000.00	17,110.80	
		SPGB 1.4 07/30/28	266,000.00	260,437.94	
		SPGB 1.9 10/31/52	161,000.00	106,390.41	
		SPGB 2.9 10/31/46	115,000.00	100,040.80	
		SPGB 3.55 10/31/33	926,000.00	962,901.10	
			ユーロ小計	14,937,000.00	14,391,004.89 (2,592,539,531)
国債証券合計				6,740,418,960 (6,740,418,960)	
地方債証券	アメリカ・ドル	ONT 1.05 05/21/27	190,000.00	182,662.20	
		アメリカ・ドル小計		190,000.00	182,662.20 (28,411,278)
地方債証券合計				28,411,278 (28,411,278)	
特殊債券	アメリカ・ドル	KOROIL 4.75 04/03/26	200,000.00	200,500.00	
		アメリカ・ドル小計		200,000.00	200,500.00 (31,185,770)
	オーストラリア・ドル	ASIA 4.8 01/17/33	340,000.00	341,142.40	
		EIB 4.2 08/21/28	340,000.00	341,475.60	
		KFW 4.2 02/08/29	338,000.00	339,014.00	
		NSWTC 4 05/20/26	141,000.00	141,241.11	
オーストラリア・ドル小計		1,159,000.00	1,162,873.11 (117,589,729)		

	イギリス・ポンド	ASIA 3.875 02/10/26	193,000.00	192,936.31	
		KFW 4.125 02/18/26	190,000.00	190,100.70	
	イギリス・ポンド小計		383,000.00	383,037.01 (78,304,256)	
	オフショア・人民元	HKAA 2.93 06/05/34	3,820,000.00	4,006,454.20	
		オフショア・人民元小計		3,820,000.00	4,006,454.20 (87,595,914)
	ユーロ	EU 0 07/04/35	51,000.00	38,158.71	
		EU 3.25 02/04/50	186,000.00	168,702.00	
EU 3.375 10/05/54		91,000.00	81,935.49		
ユーロ小計		328,000.00	288,796.20 (52,026,635)		
特殊債券合計				366,702,304 (366,702,304)	
社債券	アメリカ・ドル	ABDPOC 2.5 05/06/31	200,000.00	181,430.00	
		ACAFP FL 01/09/29	250,000.00	254,705.00	
		AFLAC INC 3.6 04/01/30	157,000.00	154,082.94	
		ARAMCO 1.602 06/17/26	200,000.00	197,004.00	
		AVGO 4.6 07/15/30	108,000.00	109,526.04	
		BAC 3.248 10/21/27	155,000.00	153,074.90	
		BNP FL 01/09/30	200,000.00	204,598.00	
		CABKSM FL 07/03/29	200,000.00	201,752.00	
		CCI 4.9 09/01/29	101,000.00	102,341.28	
		COF FL 02/01/30	148,000.00	153,718.72	
		COP 5 01/15/35	110,000.00	111,326.60	
		CPGX 6.042 08/15/28	98,000.00	102,079.74	
		CQP 4.5 10/01/29	102,000.00	101,624.64	
		CVS 5.125 02/21/30	131,000.00	134,447.92	
		DANBNK FL 04/01/28	200,000.00	200,138.00	
		EQH 1.8 03/08/28	165,000.00	156,418.35	
		EQH 3.95 09/15/27	20,000.00	19,960.20	
		FANG 5.15 01/30/30	100,000.00	102,490.00	
		FITB FL 07/27/29	48,000.00	50,508.48	
		FITB FL 09/06/30	51,000.00	51,729.30	
		GASBCM 5.8528 02/23/36	200,000.00	210,412.00	
		GM 4.2 10/27/28	30,000.00	29,944.80	
		GM 4.9 10/06/29	50,000.00	50,652.50	
		GM 5.35 01/07/30	50,000.00	51,426.00	
		HSBC FL 03/03/31	200,000.00	204,634.00	
		ICE 4.35 06/15/29	152,000.00	152,931.76	
		JPM FL 10/22/30	151,000.00	152,907.13	
		MRVL 5.75 02/15/29	98,000.00	102,185.58	
		NACN 4.5 10/10/29	250,000.00	252,585.00	

		NGGLN 4.647 10/03/30	137,000.00	137,468.54	
		NI 5.25 03/30/28	49,000.00	50,194.13	
		NISOURCE INC 3.6 05/01/30	53,000.00	51,265.31	
		SANTAN FL 03/24/28	200,000.00	199,652.00	
		SBATOW 1.631 11/15/26	81,000.00	78,844.59	
		SBATOW 2.328 01/15/28	4,000.00	3,826.20	
		SOCGEN FL 01/19/28	200,000.00	202,416.00	
		UBER 4.15 01/15/31	85,000.00	84,309.80	
		UBER 4.5 08/15/29	103,000.00	102,769.28	
		VW 4.95 08/15/29	200,000.00	202,358.00	
		アメリカ・ドル小計	5,037,000.00	5,063,738.73 (787,613,922)	
オフショ ア・人民元	TEMASE 2.05 07/30/35		5,100,000.00	4,999,428.00	
	TEMASE 2.75 08/28/34		1,000,000.00	1,037,390.00	
	TEMASE 3.1 08/28/54		1,000,000.00	1,069,660.00	
		オフショア・人民元小計	7,100,000.00	7,106,478.00 (155,373,903)	
ユーロ	APAAU 0.75 03/15/29		126,000.00	117,631.08	
	BOGAEI 3.25 09/12/30		100,000.00	101,377.00	
	COF 1.65 06/12/29		100,000.00	95,221.00	
	COR 2.875 05/22/28		115,000.00	115,339.25	
	ETEGA FL 07/21/29		100,000.00	99,891.00	
	EUROB FL 07/07/28		137,000.00	137,268.52	
	HTHROW 1.125 10/08/30		124,000.00	112,446.92	
	IMCDNA 3.625 04/30/30		115,000.00	115,688.85	
	LLOYDS FL 11/06/30		136,000.00	138,526.88	
	LOGICR 3.25 11/13/28		100,000.00	100,874.00	
	NWIDE 3.25 09/05/29		100,000.00	101,499.00	
	RTEFRA 2.625 07/08/29		100,000.00	99,340.00	
	TCLAU 1.45 05/16/29		122,000.00	116,522.20	
	UBS FL 02/12/30		200,000.00	199,758.00	
		ユーロ小計	1,675,000.00	1,651,383.70 (297,496,774)	
社債券合計				1,240,484,599 (1,240,484,599)	
合 計				8,376,017,141 (8,376,017,141)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	12銘柄	33.7%	34.8%
	地方債証券	1銘柄	0.3%	0.3%
	特殊債券	1銘柄	0.4%	0.4%
	社債券	39銘柄	9.1%	9.4%
カナダ・ドル	国債証券	3銘柄	1.0%	1.1%

オーストラリア・ドル	特殊債券	4銘柄	1.4%	1.4%
シンガポール・ドル	国債証券	2銘柄	1.6%	1.7%
ニュージーランド・ドル	国債証券	2銘柄	1.8%	1.8%
イギリス・ポンド	国債証券	3銘柄	3.9%	4.0%
	特殊債券	2銘柄	0.9%	0.9%
スウェーデン・クローナ	国債証券	1銘柄	0.1%	0.1%
メキシコ・ペソ	国債証券	2銘柄	1.0%	1.0%
チェコ・コルナ	国債証券	1銘柄	0.2%	0.2%
オフショア・人民元	国債証券	4銘柄	4.7%	4.8%
	特殊債券	1銘柄	1.0%	1.0%
	社債券	3銘柄	1.8%	1.9%
ユーロ	国債証券	28銘柄	30.0%	31.0%
	特殊債券	3銘柄	0.6%	0.6%
	社債券	14銘柄	3.4%	3.6%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【中間財務諸表】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期中間計算期間（2025年11月20日から2026年5月19日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【大和住銀DC年金設計ファンド30】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第24期 (2025年11月19日現在)	第25期中間計算期間 (2026年 5月19日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	5,781	-
コール・ローン	829,130	785,133
親投資信託受益証券	4,551,618,156	4,734,846,065
未収入金	28,429,449	23,103,025
流動資産合計	4,580,882,516	4,758,734,223
資産合計	4,580,882,516	4,758,734,223
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,023,303	1,072,951
未払受託者報酬	1,982,386	2,049,575
未払委託者報酬	20,319,828	21,008,528
その他未払費用	218,483	115,202
流動負債合計	28,544,000	24,246,256
負債合計	28,544,000	24,246,256
純資産の部		
元本等		
元本	1,942,542,134	1,956,560,597
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	2,609,796,382	2,777,927,370
（分配準備積立金）	1,376,327,332	1,314,180,070
元本等合計	4,552,338,516	4,734,487,967
純資産合計	4,552,338,516	4,734,487,967
負債純資産合計	4,580,882,516	4,758,734,223

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24期中間計算期間 自 2024年11月20日 至 2025年 5月19日	第25期中間計算期間 自 2025年11月20日 至 2026年 5月19日
営業収益		
受取利息	2,845	7,677
有価証券売買等損益	△21,849,341	171,909,200
営業収益合計	△21,846,496	171,916,877
営業費用		
受託者報酬	1,905,180	2,049,575
委託者報酬	19,528,449	21,008,528
その他費用	107,071	115,202
営業費用合計	21,540,700	23,173,305
営業利益又は営業損失（△）	△43,387,196	148,743,572
経常利益又は経常損失（△）	△43,387,196	148,743,572
中間純利益又は中間純損失（△）	△43,387,196	148,743,572
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△1,156,664	5,745,845
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,384,191,016	2,609,796,382
剰余金増加額又は欠損金減少額	89,402,453	146,551,551
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	89,402,453	146,551,551
剰余金減少額又は欠損金増加額	105,404,076	121,418,290
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	105,404,076	121,418,290
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	2,325,958,861	2,777,927,370

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第25期中間計算期間 自 2025年11月20日 至 2026年5月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第24期 (2025年11月19日現在)	第25期中間計算期間 (2026年5月19日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	1,942,542,134口	1,956,560,597口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.3435円 (1万口当たりの純資産額23,435円)	1口当たり純資産額 2.4198円 (1万口当たりの純資産額24,198円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第24期中間計算期間 自 2024年11月20日 至 2025年5月19日	第25期中間計算期間 自 2025年11月20日 至 2026年5月19日
委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 1,311,496円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 1,485,903円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第25期中間計算期間 (2026年5月19日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第24期 (2025年11月19日現在)	第25期中間計算期間 (2026年5月19日現在)
期首元本額	1,998,334,749円	1,942,542,134円
期中追加設定元本額	156,606,196円	104,299,511円
期中一部解約元本額	212,398,811円	90,281,048円

【大和住銀DC年金設計ファンド50】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第24期 (2025年11月19日現在)	第25期中間計算期間 (2026年 5月19日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	24,775	-
コール・ローン	3,553,022	3,428,980
親投資信託受益証券	11,730,977,555	12,795,723,033
未収入金	71,374,786	76,056,710
流動資産合計	11,805,930,138	12,875,208,723
資産合計	11,805,930,138	12,875,208,723
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,650,398	3,702,652
未払受託者報酬	4,996,535	5,403,794
未払委託者報酬	63,706,320	68,899,049
その他未払費用	542,957	303,872
流動負債合計	73,896,210	78,309,367
負債合計	73,896,210	78,309,367
純資産の部		
元本等		
元本	3,253,405,346	3,270,459,744
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	8,478,628,582	9,526,439,612
（分配準備積立金）	5,363,896,721	5,186,023,088
元本等合計	11,732,033,928	12,796,899,356
純資産合計	11,732,033,928	12,796,899,356
負債純資産合計	11,805,930,138	12,875,208,723

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24期中間計算期間 自 2024年11月20日 至 2025年 5月19日	第25期中間計算期間 自 2025年11月20日 至 2026年 5月19日
営業収益		
受取利息	6,433	16,136
有価証券売買等損益	23,694,173	1,077,724,564
営業収益合計	23,700,606	1,077,740,700
営業費用		
受託者報酬	4,659,389	5,403,794
委託者報酬	59,407,727	68,899,049
その他費用	261,995	303,872
営業費用合計	64,329,111	74,606,715
営業利益又は営業損失（△）	△40,628,505	1,003,133,985
経常利益又は経常損失（△）	△40,628,505	1,003,133,985
中間純利益又は中間純損失（△）	△40,628,505	1,003,133,985
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△2,593,606	21,070,569
期首剰余金又は期首欠損金（△）	7,353,870,650	8,478,628,582
剰余金増加額又は欠損金減少額	250,737,266	353,033,855
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	250,737,266	353,033,855
剰余金減少額又は欠損金増加額	269,266,735	287,286,241
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	269,266,735	287,286,241
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	7,297,306,282	9,526,439,612

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第25期中間計算期間 自 2025年11月20日 至 2026年5月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第24期 (2025年11月19日現在)	第25期中間計算期間 (2026年5月19日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	3,253,405,346口	3,270,459,744口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.6061円 (1万口当たりの純資産額36,061円)	1口当たり純資産額 3.9129円 (1万口当たりの純資産額39,129円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第24期中間計算期間 自 2024年11月20日 至 2025年5月19日	第25期中間計算期間 自 2025年11月20日 至 2026年5月19日
委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 5,959,680円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 7,193,342円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第25期中間計算期間 (2026年5月19日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第24期 (2025年11月19日現在)	第25期中間計算期間 (2026年5月19日現在)
期首元本額	3,332,442,957円	3,253,405,346円
期中追加設定元本額	219,871,337円	127,177,007円
期中一部解約元本額	298,908,948円	110,122,609円

【大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第24期 (2025年11月19日現在)	第25期中間計算期間 (2026年 5月19日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	40,961	-
コール・ローン	5,874,311	5,508,302
親投資信託受益証券	14,000,339,248	16,075,356,900
未収入金	97,862,703	110,708,244
流動資産合計	14,104,117,223	16,191,573,446
資産合計	14,104,117,223	16,191,573,446
負債の部		
流動負債		
未払解約金	11,879,035	6,249,744
未払受託者報酬	5,811,875	6,617,896
未払委託者報酬	88,631,745	100,923,754
その他未払費用	621,676	372,173
流動負債合計	106,944,331	114,163,567
負債合計	106,944,331	114,163,567
純資産の部		
元本等		
元本	2,529,601,110	2,557,908,708
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	11,467,571,782	13,519,501,171
（分配準備積立金）	6,982,264,485	6,621,202,540
元本等合計	13,997,172,892	16,077,409,879
純資産合計	13,997,172,892	16,077,409,879
負債純資産合計	14,104,117,223	16,191,573,446

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24期中間計算期間 自 2024年11月20日 至 2025年 5月19日	第25期中間計算期間 自 2025年11月20日 至 2026年 5月19日
営業収益		
受取利息	10,274	30,065
有価証券売買等損益	176,267,354	2,022,257,671
営業収益合計	176,277,628	2,022,287,736
営業費用		
受託者報酬	5,243,338	6,617,896
委託者報酬	79,961,723	100,923,754
その他費用	294,852	372,173
営業費用合計	85,499,913	107,913,823
営業利益又は営業損失（△）	90,777,715	1,914,373,913
経常利益又は経常損失（△）	90,777,715	1,914,373,913
中間純利益又は中間純損失（△）	90,777,715	1,914,373,913
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△2,198,258	59,036,012
期首剰余金又は期首欠損金（△）	9,464,429,361	11,467,571,782
剰余金増加額又は欠損金減少額	385,338,001	810,465,724
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	385,338,001	810,465,724
剰余金減少額又は欠損金増加額	565,907,000	613,874,236
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	565,907,000	613,874,236
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	9,376,836,335	13,519,501,171

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第25期中間計算期間 自 2025年11月20日 至 2026年5月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第24期 (2025年11月19日現在)	第25期中間計算期間 (2026年5月19日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	2,529,601,110口	2,557,908,708口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 5.5334円 (1万口当たりの純資産額55,334円)	1口当たり純資産額 6.2854円 (1万口当たりの純資産額62,854円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第24期中間計算期間 自 2024年11月20日 至 2025年5月19日	第25期中間計算期間 自 2025年11月20日 至 2026年5月19日
委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 8,183,802円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 10,818,474円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第25期中間計算期間 (2026年5月19日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第24期 (2025年11月19日現在)	第25期中間計算期間 (2026年5月19日現在)
期首元本額	2,602,217,408円	2,529,601,110円
期中追加設定元本額	243,339,639円	163,395,892円
期中一部解約元本額	315,955,937円	135,088,294円

(参考)

「大和住銀DC年金設計ファンド30」、「大和住銀DC年金設計ファンド50」および「大和住銀DC年金設計ファンド70」は、「年金日本株式マザーファンド」、「年金日本債券マザーファンド」、「インターナショナル株式マザーファンド」および「インターナショナル債券マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

年金日本株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2026年5月19日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,951,584,904
株式	260,543,356,820
未収入金	1,548,920,501
未収配当金	2,713,835,346
流動資産合計	266,757,697,571
資産合計	266,757,697,571
負債の部	
流動負債	
未払金	1,561,651,874
未払解約金	508,678,208
流動負債合計	2,070,330,082

負債合計	2,070,330,082
純資産の部	
元本等	
元本	29,236,761,045
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	235,450,606,444
元本等合計	264,687,367,489
純資産合計	264,687,367,489
負債純資産合計	266,757,697,571

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025年11月20日 至 2026年5月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2026年5月19日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	29,236,761,045口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 9.0532円 (1万口当たりの純資産額90,532円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2026年5月19日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2026年5月19日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	28,456,261,069円
同期中における追加設定元本額	1,740,598,542円
同期中における一部解約元本額	960,098,566円
2026年5月19日現在の元本の内訳	
大和住銀DC日本株式ファンド	7,211,843,467円
大和住銀DC年金設計ファンド30	131,490,740円
大和住銀DC年金設計ファンド50	494,858,923円
大和住銀DC年金設計ファンド70	857,146,218円
大和住銀DC国内株式ファンド	15,379,124,750円
大和住銀年金専用日本株式F-1（適格機関投資家限定）	4,656,533,479円
大和住銀日本株式ファンドVA（適格機関投資家限定）	452,929,826円
大和住銀年金設計ファンド30VA（適格機関投資家専用）	404,942円
大和住銀年金設計ファンド50VA（適格機関投資家専用）	3,757,824円
大和住銀年金設計ファンド70VA（適格機関投資家専用）	1,455,097円
大和住銀バランスファンド60（適格機関投資家限定）	46,923,264円
大和住銀世界資産バランスVA（適格機関投資家限定）	292,515円
合 計	29,236,761,045円

年金日本債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2026年5月19日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,528,552,958
国債証券	86,087,097,470
地方債証券	654,735,750
特殊債券	3,071,467,670
社債券	47,325,486,050
未収入金	498,024,600
未収利息	457,812,283
前払金	3,040,000

前払費用	124,793,012
差入委託証拠金	22,960,256
流動資産合計	142,773,970,049
資産合計	142,773,970,049
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	10,264,640
未払金	500,000,000
未払解約金	80,491,057
流動負債合計	590,755,697
負債合計	590,755,697
純資産の部	
元本等	
元本	129,584,958,442
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	12,598,255,910
元本等合計	142,183,214,352
純資産合計	142,183,214,352
負債純資産合計	142,773,970,049

(２) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025年11月20日 至 2026年5月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2026年5月19日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	129,584,958,442口

2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1,0972円 (1万口当たりの純資産額10,972円)
----------------	---

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2026年5月19日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2026年5月19日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	債券先物取引 買建				
	長国 先 0806月	2,051,704,640	-	2,041,440,000	△10,264,640
	小計	2,051,704,640	-	2,041,440,000	△10,264,640
合 計		2,051,704,640	-	2,041,440,000	△10,264,640

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2026年5月19日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	108,598,938,047円
同期中における追加設定元本額	22,825,369,422円

同期中における一部解約元本額	1,839,349,027円
2026年5月19日現在の元本の内訳	
大和住銀DC日本債券ファンド	389,936,004円
大和住銀DC年金設計ファンド30	2,545,865,986円
大和住銀DC年金設計ファンド50	4,465,576,234円
大和住銀DC年金設計ファンド70	2,794,652,539円
大和住銀年金専用日本債券F-1（適格機関投資家限定）	14,842,457,007円
大和住銀日本債券ファンドVA（適格機関投資家限定）	688,913,319円
大和住銀年金設計ファンド30VA（適格機関投資家専用）	6,798,780円
大和住銀年金設計ファンド50VA（適格機関投資家専用）	32,657,861円
大和住銀年金設計ファンド70VA（適格機関投資家専用）	4,560,547円
大和住銀バランスファンド60（適格機関投資家限定）	291,411,583円
大和住銀世界資産バランスVA（適格機関投資家限定）	1,012,987円
SMAM・国内債券ファンド“フルート”	4,153,462,501円
SMDAM日本債券ファンド（適格機関投資家専用）	99,367,653,094円
合 計	129,584,958,442円

インターナショナル株式マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

(2026年5月19日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	6,660,771,035
コール・ローン	2,252,696,807
株式	428,361,821,925
派生商品評価勘定	3,087,658
未収入金	4,094,077,454
未収配当金	286,479,044
流動資産合計	441,658,933,923
資産合計	441,658,933,923
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	9,399,951
未払金	2,649,183,363
未払解約金	1,399,464,731
流動負債合計	4,058,048,045
負債合計	4,058,048,045
純資産の部	
元本等	
元本	23,536,081,827
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	414,064,804,051
元本等合計	437,600,885,878
純資産合計	437,600,885,878
負債純資産合計	441,658,933,923

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025年11月20日 至 2026年5月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2026年5月19日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	23,536,081,827口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 18.5928円 (1万口当たりの純資産額185,928円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2026年5月19日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

(2026年5月19日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	934,892,021	-	937,979,679	3,087,658
	ユーロ	254,235,846	-	253,963,441	△272,405
	小計	1,189,127,867	-	1,191,943,120	2,815,253
	売建				
	アメリカ・ドル	1,770,645,846	-	1,775,874,320	△5,228,474
	ノルウェー・クロー ネ	186,182,343	-	187,473,062	△1,290,719
	ユーロ	748,709,678	-	751,318,031	△2,608,353
	小計	2,705,537,867	-	2,714,665,413	△9,127,546
	合 計	3,894,665,734	-	3,906,608,533	△6,312,293

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2026年5月19日現在)	
開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額	23,430,111,162円

同期中における追加設定元本額	845,654,650円
同期中における一部解約元本額	739,683,985円
2026年5月19日現在の元本の内訳	
大和住銀DC外国株式ファンド	7,549,657,163円
大和住銀DC年金設計ファンド30	14,513,872円
大和住銀DC年金設計ファンド50	115,921,056円
大和住銀DC年金設計ファンド70	195,418,831円
大和住銀DC海外株式アクティブファンド	13,948,409,791円
インターナショナル株式アクティブファンド（ラップ専用）	43,123,500円
大和住銀グローバルバランスファンドVA	463,924円
大和住銀／T. ロウ・プライス外国株式ファンドVA	343,139,734円
大和住銀グローバルバランスファンドSVA	21,933,935円
大和住銀外国株式ファンドMSVA（適格機関投資家限定）	34,739,971円
大和住銀年金設計ファンド30VA（適格機関投資家専用）	40,594円
大和住銀年金設計ファンド50VA（適格機関投資家専用）	821,259円
大和住銀年金設計ファンド70VA（適格機関投資家専用）	311,615円
大和住銀バランスファンド60（適格機関投資家限定）	11,199,496円
大和住銀世界資産バランスVA（適格機関投資家限定）	219,888円
インターナショナル株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	1,256,167,198円
合 計	23,536,081,827円

インターナショナル債券マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

（2026年5月19日現在）

資産の部

流動資産

預金	148,662,109
コール・ローン	178,083,214
国債証券	6,839,573,158
地方債証券	29,331,318
特殊債券	274,211,655
社債券	1,585,439,790
派生商品評価勘定	41,349,670
未収入金	10,952,913
未収利息	64,106,293
前払費用	15,089,851
差入委託証拠金	53,407,733

流動資産合計	9,240,207,704
--------	---------------

資産合計	9,240,207,704
------	---------------

負債の部

流動負債

派生商品評価勘定	53,652,606
未払金	41,058,996
未払解約金	67,731,972
流動負債合計	162,443,574

負債合計	162,443,574
純資産の部	
元本等	
元本	2,328,697,791
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	6,749,066,339
元本等合計	9,077,764,130
純資産合計	9,077,764,130
負債純資産合計	9,240,207,704

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025年11月20日 至 2026年5月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2026年5月19日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	2,328,697,791口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.8982円 (1万口当たりの純資産額38,982円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2026年5月19日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

(2026年5月19日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	債券先物取引 買建				
	US 10YR NOTE (CBT) JUN26	90,112,311	-	86,689,229	△3,423,082
	US 2YR NOTE(CBT) JUN26	495,709,063	-	492,290,937	△3,418,126
	US LONG BOND(CBT) JUN26	203,581,143	-	193,094,440	△10,486,703
	US ULTRA BOND CBT JUN26	36,718,360	-	35,664,720	△1,053,640
	AUST 10Y BOND FUT JUN26	49,461,528	-	48,552,550	△908,978
	LONG GILT FUTURE JUN26	138,080,999	-	127,722,949	△10,358,050
	EURO BUXL 30Y BND JUN26	41,764,049	-	39,267,688	△2,496,361
	EURO-BTP FUTURE JUN26	202,946,017	-	194,138,381	△8,807,636
	小計	1,258,373,470	-	1,217,420,894	△40,952,576
	売建				
	US 5YR NOTE(CBT) JUN26	645,935,053	-	628,030,308	17,904,745

	CAN 10YR BOND FUT JUN26	141,603,888	-	136,444,560	5,159,328
	AUST 3Y BOND FUTURE JUN26	71,109,169	-	70,625,261	483,908
	EURO-BUND FUTURE JUN26	143,242,613	-	137,981,365	5,261,248
	小計	1,001,890,723	-	973,081,494	28,809,229
	合 計	2,260,264,193	-	2,190,502,388	△12,143,347

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2) 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	1,038,317,408	-	1,038,046,405	△271,003
	カナダ・ドル	174,270,782	-	174,511,711	240,929
	オーストラリア・ドル	46,008,984	-	45,391,011	△617,973
	シンガポール・ドル	15,569,087	-	15,485,283	△83,804
	ニュージーランド・ドル	4,895,201	-	4,868,758	△26,443
	イギリス・ポンド	70,080,123	-	69,627,951	△452,172
	イスラエル・シェケル	35,797,157	-	37,873,438	2,076,281
	デンマーク・クローネ	18,545,950	-	18,441,120	△104,830
	ノルウェー・クローネ	15,164,693	-	15,079,720	△84,973
	メキシコ・ペソ	95,815,982	-	96,279,132	463,150
	ルーマニア・レイ	22,055,596	-	21,452,489	△603,107
	オフショア・人民元	403,123,083	-	401,724,134	△1,398,949
	マレーシア・リンギット	141,864,274	-	141,090,532	△773,742
	ポーランド・ズロチ	69,620,463	-	69,166,698	△453,765
	ハンガリー・フォリント	45,179,703	-	45,975,630	795,927
	ユーロ	532,008,787	-	528,910,920	△3,097,867
	小計	2,728,317,273	-	2,723,924,932	△4,392,341
	売建				

アメリカ・ドル	1,830,286,865	-	1,827,379,465	2,907,400
ニュージーランド・ドル	116,173,782	-	116,570,656	△396,874
イギリス・ポンド	83,071,665	-	83,073,199	△1,534
スイス・フラン	23,278,880	-	23,523,280	△244,400
スウェーデン・クローナ	28,158,722	-	27,950,427	208,295
メキシコ・ペソ	114,591,730	-	114,226,199	365,531
チェコ・コルナ	211,364,542	-	210,314,055	1,050,487
マレーシア・リンギット	70,635,825	-	70,685,124	△49,299
ユーロ	91,397,957	-	91,004,811	393,146
小計	2,568,959,968	-	2,564,727,216	4,232,752
合 計	5,297,277,241	-	5,288,652,148	△159,589

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2026年5月19日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,291,559,461円
同期中における追加設定元本額	139,218,114円
同期中における一部解約元本額	102,079,784円
2026年5月19日現在の元本の内訳	
大和住銀DC外国債券ファンド	1,425,612,597円
大和住銀DC年金設計ファンド30	123,456,062円
大和住銀DC年金設計ファンド50	323,415,674円
大和住銀DC年金設計ファンド70	414,489,958円
大和住銀／T. ロウ・プライス外国債券ファンドVA	10,031,448円
大和住銀年金設計ファンド30VA（適格機関投資家専用）	337,038円

大和住銀年金設計ファンド５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,374,030円
大和住銀年金設計ファンド７０ＶＡ（適格機関投資家専用）	650,428円
大和住銀バランスファンド６０（適格機関投資家限定）	27,440,931円
大和住銀世界資産バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	889,625円
合 計	2,328,697,791円

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０

2026年5月29日現在

I 資産総額	4,820,862,036円
II 負債総額	13,785,736円
III 純資産総額（I－II）	4,807,076,300円
IV 発行済口数	1,948,291,725口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	2.4673円 (24,673円)

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０

2026年5月29日現在

I 資産総額	13,141,499,380円
II 負債総額	22,405,433円
III 純資産総額（I－II）	13,119,093,947円
IV 発行済口数	3,267,082,257口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	4.0155円 (40,155円)

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０

2026年5月29日現在

I 資産総額	16,628,405,568円
II 負債総額	16,103,498円
III 純資産総額（I－II）	16,612,302,070円
IV 発行済口数	2,562,031,560口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	6.4840円 (64,840円)

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

- イ 名義書換
該当事項はありません。
- ロ 受益者名簿
作成しません。
- ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2026年5月29日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

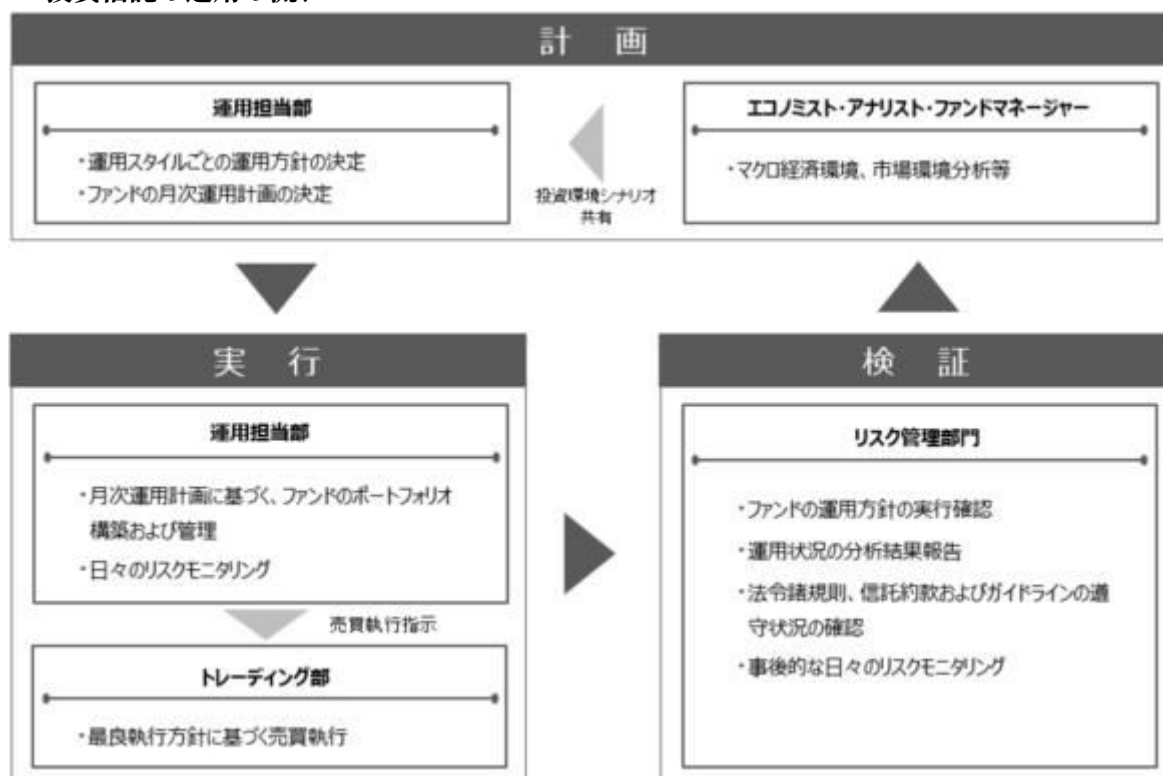
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託

の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2026年5月29日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	649	18,058,068
単位型株式投資信託	67	599,882
追加型公社債投資信託	1	23,424
単位型公社債投資信託	98	130,077
合 計	815	18,811,452

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

	（単位：千円）	
	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	52,028,017	54,980,908
金銭の信託	31,752,052	36,381,304
顧客分別金信託	500,353	501,412
前払費用	644,114	857,142
未収入金	250,860	308,261
未収委託者報酬	15,384,824	21,216,928
未収運用受託報酬	4,912,858	6,826,524
未収投資助言報酬	292,775	196,680
未収収益	79,998	76,935
未収還付法人税等	125,792	-
その他の流動資産	134,288	45,403
流動資産合計	106,105,936	121,391,502
固定資産		
有形固定資産 ※1		
建物	1,157,214	1,062,810
器具備品	471,243	536,471
土地	710	710
リース資産	-	6,958

有形固定資産合計	1,629,168	1,606,949
無形固定資産		
ソフトウェア	2,074,805	1,889,246
ソフトウェア仮勘定のれん	511,487	377,243
顧客関連資産	2,436,327	2,131,786
電話加入権	7,218,790	6,663,498
商標権	12,706	12,706
商標権	24	18
無形固定資産合計	12,254,141	11,074,499
投資その他の資産		
投資有価証券	9,257,612	8,303,862
関係会社株式	1,740,365	5,890,960
長期差入保証金	1,360,241	1,211,804
長期前払費用	75,691	76,123
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	942,908	1,781,455
貸倒引当金	△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計	13,446,548	17,333,936
固定資産合計	27,329,857	30,015,385
資産合計	133,435,793	151,406,888

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	-	1,874
顧客からの預り金	51,505	18,479
その他の預り金	172,482	142,066
未払金		
未払収益分配金	1,974	2,147
未払償還金	1,253	4,839
未払手数料	6,763,424	9,472,310
その他未払金	161,092	116,212
未払費用	7,518,259	9,408,121
未払消費税等	1,255,374	1,383,547
未払法人税等	503,871	5,081,645
賞与引当金	3,393,355	4,192,893
その他の流動負債	34,270	49,577
流動負債合計	19,856,864	29,873,715
固定負債		
リース債務	-	5,779
退職給付引当金	4,542,870	4,318,398
固定負債合計	4,542,870	4,324,178
負債合計	24,399,734	34,197,893
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245

その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	24,744,514	32,716,691
利益剰余金合計	25,028,759	33,000,936
株主資本計	109,124,705	117,096,882
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 88,646	112,111
評価・換算差額等合計	△ 88,646	112,111
純資産合計	109,036,059	117,208,994
負債・純資産合計	133,435,793	151,406,888

(2) 【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	78,891,124	88,700,475
運用受託報酬	13,102,509	17,306,102
投資助言報酬	1,360,859	862,045
その他営業収益		
サービス支援手数料	400,872	413,133
その他	10,391	9,237
営業収益計	93,765,757	107,290,995
営業費用		
支払手数料	35,223,731	38,957,078
広告宣伝費	335,877	409,775
調査費		
調査費	5,327,087	5,298,990
委託調査費	14,077,571	16,236,388
営業雑経費		
通信費	51,489	53,152
印刷費	421,006	404,493
協会費	44,372	47,803
諸会費	42,328	39,268
情報機器関連費	5,313,187	5,809,669
販売促進費	44,315	58,603
その他	410,566	415,812
営業費用合計	61,291,534	67,731,037
一般管理費		
給料		
役員報酬	223,068	294,622
給料・手当	8,380,787	8,781,442
賞与	1,098,999	1,442,462
賞与引当金繰入額	3,379,790	4,156,281
交際費	54,024	59,278
寄付金	24,878	23,587
事務委託費	2,225,175	2,448,098
旅費交通費	242,135	280,926
租税公課	413,678	538,048
不動産賃借料	1,225,686	1,193,365
退職給付費用	803,656	581,615
固定資産減価償却費	3,349,674	1,799,495
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	356,081	485,619

一般管理費合計	22,082,177	22,389,385
営業利益	10,392,045	17,170,572

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	388,907	11,007
受取利息	46,258	217,478
金銭の信託運用益	-	392,775
時効成立分配金・償還金	506	327
原稿・講演料	2,440	1,755
還付加算金	-	780
投資有価証券償還益	115	24,382
投資有価証券売却益	826	516
投資事業組合運用益	36,683	97,602
為替差益	75,948	204,072
不動産賃貸料	117,054	-
雑収入	41,618	24,076
営業外収益合計	710,359	974,775
営業外費用		
金銭の信託運用損	88,979	-
投資有価証券償還損	137,207	81,540
投資有価証券売却損	93	4,038
投資事業組合運用損	56,719	40,067
雑損失	4,818	729
営業外費用合計	287,820	126,376
経常利益	10,814,585	18,018,971
特別利益		
子会社株式売却益	※1 672,682	-
特別利益合計	672,682	-
特別損失		
固定資産除却損	※2 76,933	1,799
固定資産売却損	204	-
投資有価証券評価損	3,191	-
特別損失合計	80,328	1,799
税引前当期純利益	11,406,939	18,017,172
法人税、住民税及び事業税	3,062,795	6,301,878
法人税等調整額	△ 162,825	△ 930,951
法人税等合計	2,899,969	5,370,927
当期純利益	8,506,969	12,646,245

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						△ 10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	△ 10,838,419	△ 10,838,419			△ 10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 38,600	△ 38,600	△ 38,600
当期変動額合計	△ 2,331,449	△ 2,331,449	△ 38,600	△ 38,600	△ 2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	△ 88,646	△ 88,646	109,036,059

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514
当期変動額						
剰余金の配当						△ 4,674,068
当期純利益						12,646,245
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	7,972,177
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	32,716,691

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	25,028,759	109,124,705	△ 88,646	△ 88,646	109,036,059
当期変動額					
剰余金の配当	△ 4,674,068	△ 4,674,068			△ 4,674,068
当期純利益	12,646,245	12,646,245			12,646,245

株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			200,758	200,758	200,758
当期変動額合計	7,972,177	7,972,177	200,758	200,758	8,172,935
当期末残高	33,000,936	117,096,882	112,111	112,111	117,208,994

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②其他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～30年

器具備品 3～15年

(2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 14年

顧客関連資産 19年

ソフトウェア（自社利用分） 5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」（改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会）

(1)概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2)適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	470,078千円	568,326千円
器具備品	1,594,310千円	1,028,321千円
リース資産	一千円	1,562千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
--	-----------------------	-----------------------

当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

※1 子会社株式売却益

前事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

※2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	74,175千円	－千円
器具備品	2,757千円	882千円
ソフトウェア	－千円	917千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,943,362	205.00	2026年 3月31日	2026年 6月26日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
1年以内	1,129,463	1,129,267
1年超	4,517,068	3,387,801
合計	5,646,531	4,517,068

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達はありません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定および償却・引当規則に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定および償却・引当規則に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定および償却・引当規則に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	31,752,052	31,752,052	—
(2)投資有価証券 その他有価証券	7,659,105	7,659,105	—
資産計	39,411,157	39,411,157	—

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
----	----------	----	----

(1)金銭の信託	36,381,304	36,381,304	—
(2)投資有価証券 其他有価証券	6,158,174	6,158,174	—
資産計	42,539,478	42,539,478	—

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
其他有価証券		
(1)非上場株式	40,367	40,398
(2)組合出資金等	1,558,139	2,105,289
合計	1,598,506	2,145,687
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1,740,365	5,890,960
合計	1,740,365	5,890,960

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	—	31,752,052	—	31,752,052
(2)投資有価証券 其他有価証券	—	7,659,105	—	7,659,105
資産計	—	39,411,157	—	39,411,157

当事業年度（2026年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	—	36,381,304	—	36,381,304
(2)投資有価証券 其他有価証券	—	6,158,174	—	6,158,174
資産計	—	42,539,478	—	42,539,478

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1)金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)投資有価証券

其他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2026年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式5,890,960千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	△132,659
小計	6,950,495	7,083,155	△132,659
合計	7,659,105	7,769,371	△110,265

（注）組合出資金等（貸借対照表計上額 1,598,506千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。
上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。前事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	5,240,883	5,125,724	115,159
小計	5,240,883	5,125,724	115,159
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	917,290	1,002,997	△85,707
小計	917,290	1,002,997	△85,707
合計	6,158,174	6,128,721	29,452

（注）組合出資金等（貸借対照表計上額 2,145,687千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,007,832	516	4,038

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
3,238,685	24,382	81,540

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、投資有価証券について3,191千円（その他有価証券3,191千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年

金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	4,941,989	4,542,870
勤務費用	430,325	409,054
利息費用	21,674	52,697
数理計算上の差異の発生額	△153,045	△219,105
退職給付の支払額	△698,074	△467,117
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	4,542,870	4,318,398

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,542,870	4,318,398
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	4,542,870	4,318,398

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	430,325	409,054
利息費用	21,674	52,697
数理計算上の差異の費用処理額	△153,045	△219,105
過去勤務費用の費用処理額	—	—
その他	224,756	49,206
確定給付制度に係る退職給付費用	523,711	291,853

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
割引率	1.160%	1.960%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度279,945千円、当事業年度289,762千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,431,912	1,361,159
賞与引当金	1,039,045	1,321,600
調査費	439,517	447,941
未払金	128,135	287,665
未払事業税	13,007	266,759

ソフトウェア償却	110,261	161,172
子会社株式評価損	50,907	50,907
その他有価証券評価差額金	47,871	27,015
その他	22,468	96,909
繰延税金資産小計	3,283,127	4,021,131
評価性引当額	△62,724	△60,723
繰延税金資産合計	3,220,403	3,960,408
繰延税金負債		
無形固定資産	2,270,365	2,100,334
その他有価証券評価差額金	7,129	78,617
繰延税金負債合計	2,277,494	2,178,952
繰延税金資産（負債）の純額	942,908	1,781,455

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.6%	-
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	△3.8	-
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△0.9	-
評価性引当額の増減	△0.9	-
外国税額控除	△0.3	-
のれん償却費	0.8	-
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	-
その他	△0.2	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.4	-

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

- (3)主要な顧客ごとの情報
- 外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
- 当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
- 当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
- 該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至2026年3月31日)

1. セグメント情報
- 当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。
- 従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。
2. 関連情報
- (1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	88,700,475	17,306,102	862,045	422,371	107,290,995

- (2)地域ごとの情報
- ①営業収益
- 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。
- ②有形固定資産
- 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。
- (3)主要な顧客ごとの情報
- 外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
- 当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
- 当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
- 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引
- (1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投信の販売委託	委託販売手数料	8,327,979	未払手数料	2,117,600

親会社 の子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	—	%	投信の販売委託	委託販売 手数料	7,176,048	未払 手数料	1,490,173
親会社 の子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ 合衆国 デラウェア 州ウィミ ントン市	米ドル 3,010.50	銀行業 (銀行持 株会社)	—	%	—	子会社株式の売 却（売却価格）	773,585	—	—
								子会社株式売却 益	672,682		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,771,093,147	銀行業	— %	投信の販売委託	委託販売 手数料	9,249,401	未払 手数料	2,456,883
親会社 の子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投信の販売委託	委託販売 手数料	8,149,746	未払 手数料	2,183,491

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	3,219.24円	3,460.54円
1株当たり当期純利益	251.16円	373.37円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	8,506,969	12,646,245
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	8,506,969	12,646,245
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以

下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

該当ありません。

（ロ）その他の重要事項

該当ありません。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

（イ）名称 三井住友信託銀行株式会社

（ロ）資本金の額 342,037百万円（2025年3月末現在）

（ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

・ 名称 株式会社日本カストディ銀行

・ 資本金の額 51,000百万円（2025年3月末現在）

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2025年3月末現在	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,771,093	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社みずほ銀行	1,404,065	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

ハ 投資顧問会社（運用の委託先）

名称	資本金の額 2025年12月末現在	事業の内容
----	----------------------	-------

ティー・ロウ・プライス・アソシエーツ・インク	24.5百万米ドル	投資運用業を営んでいます。
ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	174.1百万米ドル	投資運用業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

ハ 投資顧問会社（運用の委託先）

委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、当ファンドの主要投資対象のうちインターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用を行います。

3【資本関係】

（持株比率5%以上を記載しています。）

該当事項はありません。

第3【その他】

1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

- （1）「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
- （2）委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- （3）委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス（これらのアドレスをコード化した図形等も含む）を記載することがあります。
- （4）請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
- （5）目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- （6）投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- （7）請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
- （8）「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- （9）当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
- （10）ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。
- （11）写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。

2 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。

4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。

5 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。

6 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場

合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書（交付目論見書）で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書（交付目論見書）および投資信託説明書（請求目論見書）を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2026年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

竹 内 知 明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リ

スク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月4日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀DC年金設計ファンド30の2024年11月20日から2025年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀DC年金設計ファンド30の2025年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月4日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀DC年金設計ファンド50の2024年11月20日から2025年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀DC年金設計ファンド50の2025年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月4日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀DC年金設計ファンド70の2024年11月20日から2025年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀DC年金設計ファンド70の2025年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月29日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀DC年金設計ファンド30の2025年11月20日から2026年5月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀DC年金設計ファンド30の2026年5月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月20日から2026年5月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月29日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀DC年金設計ファンド50の2025年11月20日から2026年5月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀DC年金設計ファンド50の2026年5月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月20日から2026年5月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月29日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀DC年金設計ファンド70の2025年11月20日から2026年5月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀DC年金設計ファンド70の2026年5月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月20日から2026年5月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。